

韓国の市・郡統合問題

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 149 (Oct 30, 1997)

序論

第1章 市・郡統合の背景

第2章 過去における市・郡統合及び市・郡分離

第3章 市・郡統合の方法（市・郡統合推進中間決算などを中心に）

第4章 市・郡統合の特徴及び評価と今後の課題

財団法人自治体国際化協会
(ソウル事務所)

目 次

序 論	1
第1章 市・郡統合の背景	2
(1) 「都・農統合型」の市・郡統合論の台頭	2
(2) 国会での地方自治法改定	3
第2章 過去における市・郡統合及び市・郡分離	5
(1) 年代別における市・郡と行政単位の変遷	5
(2) 1980年代の都・農分離による市昇格数の増加	6
(3) 「都・農分離的」行政区域調整の問題点とその反動	6
第3章 市・郡統合の方法（市・郡統合推進中間決算などを中心に）	9
(1) 統合推進の方針と日程	9
(2) 公報、公聴会、住民意見調査などの実施	13
(3) 関連法の改定と統合市の名称など	22
(4) 3直轄市の広域化及び蔚山市の直轄市昇格問題など	29
(5) 第2次市・郡統合の実施	31
第4章 市・郡統合の特徴及び評価と今後の課題	34
注釈一覧	48

序論

大韓民国（以下：韓国）において過去に例のない規模の市と郡の統合（合併）が、1995年（平成7年）1月1日付及び同年5月10日付で行われた。今回の市・郡統合は、1994年3月の臨時国会を通過した地方自治法の改定において、同法第7条に市・郡統合を可能とし、また住民投票法の制定を可能とする条項の設置に根拠を置いている。同法の改定後には約1年にわたり青瓦台、内務部、政界、さらに統合対象の地域住民を巻き込み、様々な論議がかわされ、統合が実現した。

また今回の統合が契機となり、3直轄市（1995年1月1日以降は広域市に名称変更）の広域化という行政区域改編も実施されることとなり、1995年6月27日に実施された4大地方選挙実施前に韓国の行政区域は大きく変化することとなった。

特に今回は、都市部とその周辺の農村部との統合をうたっている点でもわかるように、韓国では初の「都・農統合型」であり、また住民意見調査や行政区域改編などが、全国的なレベルで一斉におこなわれた点でも画期的であり注目を集めた。

このような「都・農統合型」による行政区域改編の背景には、過去の都市部と農村部を分離して郡を市に昇格させた「分離型」の市・郡統合がもたらした様々な問題点を是正し、1995年下半期から始まる本格的な地方自治時代に備えるという歴史的観点、また、1995年6月27日の地方自治団体長を含む4大地方選挙の実施後には統合が困難と予想され、地方選挙前に部分的な行政区域改編を実施しなければならないという時期的観点、そして、1993年12月のウルグアイ・ラウンド交渉の妥結によりコメ市場開放などが確定し、農村部の経済力強化と経済開放化及び地方化に呼応する地方自治団体の競争力強化が必要であるという時代的観点に立脚していると言えよう。

このレポートにおいては、「市・郡統合中間報告書」（1996年7月現在で最終的な報告書は出版されていない）などの資料を中心として、韓国における市・郡分離と統合の略史、また今回の都・農統合型区域改編の背景とその方法を紹介することとしたい。また今回の市・郡統合には、マスコミの報道と反応が世論を大きくリードした面も指摘されている点から、併せてマスコミ論調の変遷なども紹介してみたい。

第1章 市・郡統合の背景

(1) 「都・農統合型」の市・郡統合論の台頭

1994年2月の第166回臨時国会において、約100地域にわたる行政区域の改編問題が、政府と与党・民主自由党の間で協議されていることが明らかになったことから、同問題が与野党間の論点となった。内務部は同年3月に市・郡の統廃合の対象地域を明らかにすると発表し、これ以降、市・郡統合にともなう行政区域の改編問題が表面化、公論化した。

このような背景には様々な要因が考えられるが、内務部がまとめた「市・郡統合推進中間報告書」では次のような要因があげられている。

まず第一に、地域の均衡ある発展をめざすためである。従来は生活圏が同一であった地域を人為的に分離する形態の行政区域改編が行われてきたが、農村部（郡部）は地域の求心地を喪失し、継続的に人口が減少するなどにより地域の発展が沈滞した。また一部の市地域でも人口が減少し、市昇格当時の人口5万人に満たない現象も発生した（三束市、金泉市、羅州市、店村市、密陽市など）。このような結果、41の郡庁所在地が郡内ではなく、隣接した市の地域内に位置しているのみならず、市周辺地域の場合には地域住民が生活圏などを理由に市への編入を要求する事例が数多く発生した。

第二に、広域行政を妨げる原因の解消があげられている。1990年に30年ぶりに構成された市・郡の基礎自治団体議会では、地域間の利己主義と対立により都市計画、上下水道、ゴミ処理など広域行政の実施を妨げる事態が多数発生した。このような傾向は、1995年6月27日に、35年ぶりに実施される広域及び基礎自治団体長選挙後では、更に深刻化するものと予想されるためである。

第三に、予算節減などを通した自治団体の競争力を高めるという効果及び規模拡大による財政力の強化があげられている。1993年12月のウルグアイ・ラウンド交渉の妥結以降、国際競争力の強化の為に自治団体の競争力を高めることが強く主張されている。内務部によると市・郡統合がなされる場合には、経常費（施設運営費など）の節減は各基礎自治団体当たり150億ウォン（約21億円）と予想されると言う。また保健所、水道事業所、農村指導所、公設運動場、文化芸術会館などの公共施設の共同設置や運営の面で利点が多いこともあげられている。

第四に、伝統文化の継承発展と住民融和への寄与があげられている。同一の文化圏でありながら、市・郡別に各々が文化財や遺物を保存し、また各種の文化行事などを行わねば

ならなく、同一生活圏に属する人々を人為的に分離した過去の行政区域改編により、地域間の文化的異質感、葛藤現象などを招いたことがあげられている。

(2) 国会での地方自治法改定

上記のような経緯を経て、1994年3月の第166回臨時国会において、与野党の合意により地方自治法が改定され、制度的・法的に都市部と農村部を統合させる都・農複合型の市・郡統合が可能となった。改定前の地方自治法では市・邑の設置基準に関し、次のように規定されていた。

第7条「市・邑の設置基準など」

第1項 市はその大部分が都市の形態を備え、人口5万人以上とならねばならない。

第2項 邑はその大部分が都市の形態を備え、人口2万人以上とならねばならない。

他方、郡事務所の所在地の面は、人口2万人未満である場合にも邑とすることができる。

第3項 第1項の規定により、市を設置しようとする時には、その地域を管轄する道議会の議決をえなければならない。

第4項 市・邑の設置に関する細部基準は大統領令により定める。

第7条「市・邑の設置基準」（施行令）

第1項 法第7条第1項の規定により、市となることのできる地域は、次のような要件を満たさねばならない。他方、郡地域全体を市とする場合には、第3号の規定を適用しない（1991年4月1日改定）。

1. 人口が5万人以上であること。
2. 当該地域の市街地を構成する地域内に居住する人口と商業・工業その他の都市的産業に従事する世帯の比率が各々全体の60%以上であること。
3. 1人当たりの地方税納税額、人口密度及び人口増加の傾向が内務部令の定める基準以上であること。

第2項 法第7条第3項の本文の規定により、邑となりえる地域は次のような要件を備えなければならない。

1. 人口が2万人以上であること。
2. 当該地域の市街地を構成する地域内に居住する人口と商業・工業その他の都市的産業に従事する世帯の比率が各々全体の40%以上であること。

このように、市街地を構成する地域内人口と商工業等に従事する世帯が各々 60% 以上の地域、言なれば人口 5 万人以上の都市型形態を市として設置していたが、改定された地方自治法には次のような規定が挿入された。

第2項 第1項の規定により設置された市と郡を統合した地域や、人口 5 万人以上の都市形態を備える地域をもつ郡は、都・農複合型の市とすることができる
(1994年3月16日新設)。

また第13条には「住民投票」の条項が新設された。

第13条－2 「住民投票」

第1項 地方自治団体の長は、地方自治団体の廃置分合または住民に過度の負担を与える、重大な影響を及ぼす地方自治団体の主な決定事項などに対し、住民投票に付することができる。

第2項 住民投票の対象・発議者・発議要件・その他の投票手順に関しては別に法律により定める (1994年3月16日新設)。

このような条項の挿入により、市・郡統合の行政区域改編論は、住民投票など改編の手続きと方法、及びその対象地域がどのように確定されるか、また改編にともなう行政地域の変化と改編後の効果に関心が集まった。

第2章 過去における市・郡統合及び市・郡分離

(1) 年代別における市・郡と行政単位の変遷

1945年の植民地解放当時の行政単位は、朝鮮半島全体で13道21府218郡2島107邑2, 243面であり、また半島南部には12の府が存在していた。当時の府は、現在の市と類似したものであり、1949年の地方自治法の制定・実施と共に市に改称された。また1973年の地方自治法に関する臨時措置法により基礎自治団体であった邑・面が廃止され、郡が設置されており、現在、韓国の地方自治団体は、広域自治団体（特別市、広域市、道）と基礎自治団体（一般市・郡・自治区）に二分される。

表1

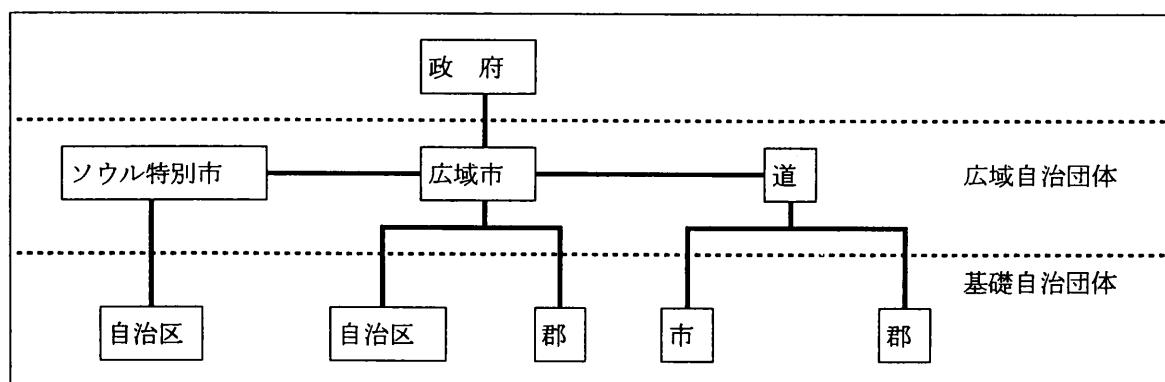


表2 韓国における基礎及び広域自治団体数の変遷

	1949年	1954年	1955年	1957年	1962年	1963年	1969年	1973年	1980年	1981年	1986年	1988年	1989年	1992年
特別市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
直轄市							1	1	1	1	3	4	4	5
道	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
市	19	18	24	26	27	30	30	33	36	46	57	56	68	68
郡	134	140	140	140	140	139	140	138	139	139	139	138	137	136

このように1948年の韓国政府樹立以後、40余年間の地方行政区域の変化を見るならば、基本的な特色の一つは市の増加に比較して郡の増減が少ないことであろう。これは大都市を道から分離し、直轄市へ昇格させ、邑を郡から分離させて市へ昇格させ、また面を邑に昇格させるという韓国の行政区域調整の方法・慣行によっていることが指摘されている（注1卷末参照。以下同じ）。

(2) 1980年代の都・農分離による市昇格数の増加

このような都市部と農村部の分離は、表2からわかるように1980年代に盛んに行われたものである。すなわち、1981年に10市（光明、松炭、東豆川、泰白、井州、南原、錦城、永川、金海、西帰浦）が、1986年には11市（九里、平澤、安山、果川、公州、麗州、温陽、尚州、店村、大川、三陟）が誕生し、さらに1989年には12の邑（烏山、義旺、軍浦、始興、渼金、河南、瑞山、金堤、東光陽、慶山、密陽、長承浦）が市へ昇格し、既存の郡と分離された。このように、一般市68市のうち、33市は、1980年代以降に邑が市へ昇格したものである。

このように従来の韓国の行政区域改編は、都市部の拡大にともない、邑が市に、大都市は直轄市（現在は広域市に名称変更）に昇格し、郡や道から分離・独立させ、中心都市とその周辺の農村に分離させる方式を取ってきたことが指摘されている。前述した地方自治法においては、面が人口2万人以上になると邑に、邑が人口5万人以上になると市へ、市が人口100万人以上になると直轄市（広域市）へ昇格する資格を得ることとなるが、この資格を整えていない時には周辺地域の一部を統合させ、法的な条件を充足させてきた。このような行政区域の調整方法は、基本的には中心都市（直轄市、市）の近郊にある農村地域（郡、または面に属する）を分離させており、従来の韓国の地方行政区域改編は、都市部と農村部を分離する「都・農分離政策」を基本原則としていたことが理解できよう。

(3) 「都・農分離的」行政区域調整の問題点とその反動

このような「都・農分離的」な行政区域の調整方法は、1970年代以降における産業化・工業化の急激な進展に伴う人口の大都市集中の為に、都市開発の促進と都市部住民に対する便益施設及びサービスの拡充、そしてこれを遂行する地方自治団体の機能強化という面において肯定的に認識されてきたのも事実である。国家の経済成長を達成する為に、韓国は都市中心の工業化政策を採択してきたが、この結果、膨張した都市を効率的に管理する為には、同一生活圏と言えども、都市を農村部から分離させて、別途に管理することが望ましいという意識から、韓国の数多くの都市が都・農分離的な行政区域編成を行ってきたと言えよう。

しかし、このような「都・農分離型」の行政区域設定が行われた結果、韓国の地方行政に数多くの反動と問題点がもたらされたと言われる。即ち、同一生活圏の分離により、市と郡に別れたことにより、以下のような問題点が発生したことが指摘されている（注2）。

第一に行政能力の低下があげられている。同一生活圏でありながら、行政官庁が分離し

た為に、行政機関の増設、公務員の増加、公務員職級の調整による人員過剰や人件費の高騰など行政の乱費を招く要因が数多く生じたことである。

参考に人口6万人以下の市・郡統合の対象となる市の場合、市昇格前後の公務員数を比較するならば、表3のようになる（注3）。

表3 市昇格の前後における公務員数の比較

市名	市昇格後 ('92.12.31基準)		市昇格前		
	公務員数	人口(人)	公務員数	人口(人)	基準年度
公州市	459	57,928	91	58,470	1984
瑞山市	386	56,250	81	48,977	1986
大川市	391	54,197	84	53,601	1984
南原市	423	54,848	115	57,382	1980
尚州市	435	52,440	90	58,191	1984
永川市	451	53,695	121	54,170	1980
長承浦市	350	52,399	74	58,948	1986
密陽市	362	49,857	93	51,865	1986
店村市	400	47,740	97	56,468	1984
金堤市	393	46,999	59	38,610	1986
三陟市	405	41,697	85	51,134	1984
羅州市	515	36,169	120	57,409	1980

この表3からもわかるように、市昇格以後の人口増加は数少なく、むしろ減少する場合もあるが、公務員数は平均で4.5倍以上の増加率を示している。

第二に、市・郡間の葛藤を招いたことである。上下水道、ゴミ処理場、交通問題、公害対策、下水処理場建設などの民生問題は、隣接する市・郡間に連結しており、両者の間での便益と費用をめぐり葛藤が深刻化した。

第三に、地域の総合的な開発が困難な点である。同一生活圏でありながら、郡地域の空洞化及び市地域の土地不足などの原因により、地域発展が阻害される傾向があった。市と郡が分離されない場合、都市及び地域開発計画、道路・交通、上下水道、保健衛生、環境などの広域行政はその自治団体が総合的に計画・遂行することができるが、市・郡に分離された場合は自治団体間の相互協力の問題へと変化し、総合的な計画・遂行が困難となる

ということである。

このような問題の外にも「都・農分離型」による市昇格に伴い、周辺の農村地域は都市地域への従属性を強め、中心地を無くした郡の行・財政力を弱めて、地域開発を制約させることとなり、都市部と農村間の発展格差を広げ、一層同一生活圏が分離され、国民生活に困難さをもたらし、住民の一体感と連帯意識を弱めたことも指摘されている（注4）。

第3章 市・郡統合の方法（市・郡統合推進中間決算などを中心に）

（1）統合推進の方針と日程

内務部は1994年3月17日に、市・郡統合の対象地選定基準など、次のような推進の指針を発表した。

- 1995年の団体長選挙を勘案し、統合作業を1994年内に完結する。
 - 統合対象地域は統一生活圏が、過去の行政区域改編において人為的に分離された全ての市・郡を対象とする。
 - 統合の可否は、地域住民の意志を最大限に尊重して決定する。
 - 統合地域の地位は地域住民の情緒を勘案して市とし、郡地域の立場も考慮して都・農統合型（都市部と農村部の統合）として推進する。一市に邑・面を置き、従来の農村地域が享受していた特例はそのまま認定する。
 - 統合により削減される公務員の身分保証と統合市の財政の為に特別対策を考究する。
- このような指針に基づき、内務部は市・郡統合の対象地域の選定及び住民意見調査など、統合に伴う作業の日程などを作成し、行政区域改編作業に入った。

表4 推進手順の日程（1994年）

3月22日頃まで	市・郡統合勧誘対象地域の選定
4月30日頃まで	市・郡統合推進の背景などの公報
4月25日頃まで	該当する市・郡別に公聴会を実施、住民意見調査の実施
5月20日頃まで	基本計画及び市・郡議会意見を道に建議
6月10日頃まで	該当する市・道の意見を内務部に建議
8月10日頃まで	市・郡統合基本計画樹立及び法案の臨時国会上程
9月10日頃まで	国会議決及び大統領決裁
9月30日頃まで	市・郡統合作業推進指針の示達（内務部→道）
12月20日頃まで	法令の整備（内務部及び関係官庁）

これを内務部、市・道、市・郡などの機関別に分類すると次のようになる。

表5－1 〈第一段階〉

内務部	市・郡統合推進指針の示達
市・道	勧誘対象地域の選定
該当する 市・郡	市・郡統合推進の背景の公報及び公聴会の開催 住民意見調査、実態調査、基本計画樹立 市・郡議会議決、道に建議
該当する道	基本計画樹立、道議会議決、内務部に建議

表5－2 〈第二段階〉

内務部	市・郡統合対象地域の決定、法案の作成、関係機関との協議 法案の審査、国務会議の議決、大統領決裁、国会上程
国会	議決、政府上程、大統領決裁、公布
該当する市・郡	統・廃合作業の推進

次に、内務部は統合勧誘対象地域の選定作業に入ったが、全国の68の一般市の中から隣接地域に郡がない市、また郡が、独自に発展する可能性のある地域を除外し、48市43郡の地域を第1次の統合勧誘地域として選んだ（表6）。

(コラム 「政界における市・郡統合対象地域案」)

政界においてはその対象地域の設定基準が、人口規模、生活・経済圏、選挙区などを考慮事項として構想され、政府及び与党・民主自由党（民自党）においては、次の3案が検討された。

第1案：人口10万人以下の33対象地域を機械的に統合する統合案。

第2案：人口15万人以下の市の中での生活圏などを考慮した33の市を郡と統合させる統合案。

第3案：人口50万人まで拡大し、生活圏などを考慮した統合案。

その間、活発に検討されてきたのは、人口10万人以下の市を対象とし、その周辺の郡と統合させる、言わば「農村型定住生活圏」方案であったが、人口10万人を機械的に適用する場合、生活圏が全く異なる市・郡を統合させるなど、むしろ生活に不便を招くという点などが問題点としてあげられ、最終的には内務部が作成した統合案が採用された。（「都・農統合市の行政体系」、『地方自治』1995年11月号より）

表6 第1次統合対象地域（48市、43郡）一覧

道名	市 郡
京畿道 (5市3郡)	東豆川市、楊州郡、九里市、南楊州郡、漢金市、南楊州郡 松炭市、平澤郡、平澤市、平澤郡
江原道 (7市5郡)	春川市、春川郡、原州市、原州郡、江陵市、溟州郡 東海市、溟州郡、束草市、襄陽郡、三陟市、三陟郡 太白市、三陟郡
忠清北道 (3市3郡)	清州市、清原郡、忠州市、中原郡、堤川市、堤川郡
忠清南道 (5市5郡)	天安市、天安郡、溫陽市、牙山郡、公州市、公州郡 瑞山市、瑞山郡、大川市、保寧郡
全羅北道 (5市5郡)	裡里市、益山郡、群山市、沃溝郡、井州市、井邑郡 南原市、南原郡、金提市、金提郡
全羅南道 (5市5郡)	麗水市、麗川郡、順天市、昇州郡、東光陽市、光陽郡 羅州市、羅州郡、木浦市、務安郡
慶尚北道 (10市10郡)	浦項市、迎日郡、慶州市、慶州郡、安東市、安東郡 榮州市、榮豐郡、金泉市、金陵郡、慶山市、慶山郡 尚州市、尚州郡、永川市、永川郡、店村市、聞慶郡 龜尾市、善山郡
慶尚南道 (8市7郡)	昌原市、昌原郡、馬山市、昌原郡、晋州市、晋陽郡 金海市、金海郡、忠武市、統營郡、三千浦市、泗川郡 密陽市、密陽郡、長承浦市、巨濟郡

なお選定方法としては、次のような方法がとられた。

1郡が2市以上と接している場合には（例、楊州郡、議政府市、東豆川市）、道において地域の条件を勘案し、統合が可能な方法で統合市・郡を再調整し（例、楊州郡+議政府市+東豆川市→統合市、昌原郡→馬山市、昌原市）、市・郡の意見を受け入れることとした。

上記の地域以外にも統合を望む地域がある場合には、上部団体である道において主体的に判断された。

(2) 公報、公聴会、住民意見調査などの実施

その後、統合勧誘対象地域別に、市・郡統合に関する公報及び公聴会が次のように行われた。

①公報の実施

期間：1994年3月～4月

内容：地方自治法の改定内容、市・郡統合の推進方法

市・郡統合推進の背景及び予想される問題点に対する対策

その他、該当する市・郡別の沿革、財政規模、自主収入、予算内容等

②公報方法

市・郡で発行する会報などの利用

地方マスコミ機関の協力による報道

各機関別における説明会の開催

パンフレット、リーフレット等の各種説明用冊子の製作と配布

③公聴会の開催

期間：1994年4月1日～4月30日

会場：市民会館、郡民会館等

方法：道主催により該当の市・郡別に開催

主要な参加者：道及び統合対象市・郡の関係者

各種社会団体の代表、洞里長及び地域の主要な指導級人物等

④公聴会の内容

該当する市・郡の沿革

財政状況（財政規模、自主収入、依存収入、財政自立度、予算使用、内容）

市・郡統合推進の背景等

各種社会団体代表及び住民代表との意見交換

その他、市・郡統合への住民意見調査実施の公示

⑤公聴会開催の結果

総計90の市・郡で開催

参加者：総24, 607人

表7-1 市・郡別 公聴会 開催結果（「中間報告書」による）①

	市郡名	開催日時	開催会場	参加者	全般的な雰囲気	市郡名	開催日時	開催会場	参加者	全般的な雰囲気
京畿道	東豆川市	4. 29	市民会館	500	圧倒的に賛成	楊州郡	4. 29	中学校体育馆	800	総じて反対
	九里市	4. 27	市庁会議室	230	圧倒的に賛成	南楊州郡	4. 26	邑民会館	250	総じて反対
	漢州市	4. 26	室内体育馆	542	圧倒的に賛成	松炭市	4. 27	市文芸会館	1, 000	圧倒的に賛成
	平澤市	4. 28	文化芸術会館	1, 000	総じて反対	平澤市	4. 28	文化芸術会館	300	圧倒的に賛成
江原道	春川市	4. 1	国民生活館	200	圧倒的に賛成	春川郡	4. 1	郡庁会議室	120	総じて反対
	原州市	4. 4	市庁会議室	180	圧倒的に賛成	原州郡	4. 4	郡庁会議室	170	総じて反対
	江陵市	4. 6	文化芸術会館	190	圧倒的に賛成	溟州郡	4. 6	郡庁会議室	160	総じて反対
	東海市	5. 4	市庁会議室	300	圧倒的に賛成	束草市	4. 21	市庁会議室	170	圧倒的に賛成
	襄陽郡	4. 30	農村指導所	300	圧倒的に反対	三陟市	4. 7	市庁会議室	170	圧倒的に賛成
	三陟郡	4. 7	郡庁会議室	180	おおよそ反対	太白市	5. 4	市庁会議室	200	圧倒的に賛成
忠清北道	清州市	4. 19	市庁会議室	214	圧倒的に賛成	清原郡	4. 15	郡民会館	210	おおよそ反対
	忠州市	4. 8	市庁会議室	250	圧倒的に賛成	中原郡	4. 11	郡庁会議室	270	おおよそ反対
	堤川市	4. 12	市庁会議室	230	圧倒的に賛成	堤川郡	4. 13	郡庁会議室	250	おおよそ反対
	天安市	4. 15	市文化院	250	圧倒的に賛成	天安郡	4. 15	農村指導所会議室	161	おおよそ反対
忠清南道	溫陽市	4. 13	市庁会議室	155	圧倒的に賛成	牙山郡	4. 13	郡庁会議室	200	おおよそ賛成
	公州市	4. 12	市庁会議室	160	圧倒的に賛成	公州郡	4. 12	郡庁会議室	150	おおよそ賛成
	瑞山市	4. 14	市庁会議室	164	圧倒的に賛成	瑞山郡	4. 14	郡庁会議室	157	おおよそ賛成
	大川市	4. 18	市庁会議室	175	おおよそ賛成	保寧郡	4. 18	郡庁会議室	140	おおよそ賛成
全羅北道	裡里市	4. 15	国民生活館	250	圧倒的に賛成	益山郡	4. 15	郡庁会議室	204	おおよそ反対
	群山市	4. 18	市庁会議室	200	圧倒的に賛成	沃溝郡	4. 18	郡庁会議室	180	おおよそ賛成
	井州市	4. 14	市庁会議室	270	圧倒的に賛成	井邑郡	4. 14	郡庁会議室	220	おおよそ賛成
	南原市	4. 12	市庁講堂	250	圧倒的に賛成	南原郡	4. 12	郡庁会議室	214	圧倒的に賛成
	金堤市	4. 16	市庁会議室	200	圧倒的に賛成	金堤郡	4. 16	郡庁会議室	200	おおよそ賛成

表7-2 市・郡別 公聴会 開催結果（「中間報告書」による）②

	市郡名	開催日時	開催会場	参加者	全般的な雰囲気	市郡名	開催日時	開催会場	参加者	全般的な雰囲気
全羅南道	麗水市	4. 22	麗水市民会館	1, 100	圧倒的に反対	麗川郡	4. 22	郡庁会議室	250	おおよそ賛成
	麗州市	4. 22	市庁会議室	450	おおよそ賛成	順天市	4. 25	市民会館	490	圧倒的に賛成
	昇州郡	4. 25	国民会館	600	おおよそ反対	東光陽市	4. 25	市庁会議室	350	おおよそ反対
	光陽郡	4. 25	国民会館	400	おおよそ賛成	羅州市	4. 22	市庁会議室	250	圧倒的に賛成
	羅州郡	4. 22	国民会館	400	おおよそ反対	木浦市	4. 22	市庁会議室	320	圧倒的に賛成
	務安郡	4. 22	セマウル会館	500	おおよそ反対					
慶尚北道	浦項市	4. 8	市庁会議室	300	圧倒的に賛成	迎日郡	4. 8	迎日文化院	250	おおよそ賛成
	慶州市	4. 14	市庁会議室	220	圧倒的に賛成	慶州郡	4. 14	郡庁会議室	208	圧倒的に賛成
	安東市	4. 8	市民総合会館	500	圧倒的に賛成	安東郡	4. 8	市民総合会館	398	おおよそ賛成
	榮州市	4. 19	市庁会議室	200	圧倒的に賛成	榮豊郡	4. 19	国民会館	400	おおよそ賛成
	金泉市	4. 12	金泉文化会館	320	圧倒的に賛成	金陵郡	4. 12	農村指導所会議室	220	圧倒的に賛成
	慶山市	4. 12	大邱銀行会議室	250	圧倒的に賛成	慶山郡	4. 12	郡庁会議室	250	おおよそ賛成
	尚州市	4. 19	市庁会議室	200	圧倒的に賛成	尚州郡	4. 19	郡庁会議室	200	おおよそ賛成
	永川市	4. 14	市庁会議室	240	圧倒的に賛成	永川郡	4. 14	郡庁会議室	205	圧倒的に賛成
	店村市	4. 21	市庁会議室	200	圧倒的に賛成	聞慶郡	4. 21	郡庁会議室	220	圧倒的に賛成
	龜尾市	4. 21	市庁会議室	300	おおよそ賛成	善山郡	4. 21	郡庁会議室	200	圧倒的に賛成
慶尚南道	昌原市	4. 8	健全生活館	190	圧倒的に賛成	昌原郡	4. 8	健全生活館	315	おおよそ賛成
	馬山市	4. 11	馬山商工会議所	175	圧倒的に賛成	晋州市	4. 12	晋州総合社会福祉館	160	圧倒的に賛成
	晋陽郡	4. 12	総合社会福祉館	160	おおよそ賛成	金海市	4. 14	金海商工会議所	180	圧倒的に賛成
	尚金郡	4. 14	金海商工会議所	150	おおよそ賛成	忠武市	4. 7	忠武商工会議所	160	おおよそ賛成
	統營郡	4. 7	忠武商工会議所	150	おおよそ賛成	三千浦市	4. 13	泗川郡室内体育館	100	圧倒的に賛成
	泗川郡	4. 13	泗川郡室内体育館	130	おおよそ反対	長承浦市	4. 15	オクボ観光ホテル	200	おおよそ反対
	巨濟郡	4. 15	オクボ観光ホテル	100	圧倒的に賛成	密陽市	4. 6	密陽農協会議室	130	圧倒的に賛成
	密陽郡	4. 6	密陽農協会議室	130	圧倒的に賛成					

「中間報告書」では、公聴会の全般的な雰囲気に関し、市地域は圧倒的に統合に賛成の雰囲気であったが、独自に発展する可能性のある郡地域は統合に対する反対意見が多数を占めたとしている。

⑥住民意見調査の実施

次いで、住民意見調査が行われた。改定された地方自治法（第13条第2項）においては、「地方自治団体の長は地方自治団体の廃置分合など地方自治団体の主要な決定事項に対し、住民投票に付することができる」とあるが、未だに住民投票に伴う施行令などが制定されていない為に、該当する市・郡全域の世帯に対し住民意見調査が実施された。

各道では、住民意見調査表（表8）を個別配布ないしは郵送し、後日回収するという方法がとられた。

表8 住民意見調査表

○○市○○郡統合に対する意見調査

○本調査は、市・郡統合が地域住民の意志を最大に尊重して
決定するという政府の方針に従い実施するものである。

○従って、今回の市・郡統合は皆様の意志によって決定され
るという自負心をもって、貴方の意見を正直に表示してい
ただければ幸いです。

○○市○○郡統合に対し、どのようなお考えですか？

賛成 ()

反対 ()

※該当欄に○表を書いてください。

○○○道知事 (印)

⑦道別における住民意見調査表の配布方法

各道における調査表の配布及び回収は次のようにおこなわれた。

表9 調査表の配布及び回収

道名	調査日時	調査方法	調査書の配布	調査書の回収	備考
京畿	5. 3	個別訪問調査	洞里班長に 当日配布	洞里班長が 当日回収	南楊州郡は 5. 12に実施
江原	4. 25	班常会時に 集中調査	洞里班長に 事前配布 (4. 22~4. 25)	担当公務員が 当日現地回収	春川市・郡は 4. 21に、束草市と 襄陽郡は5. 3に実施
忠北	"	"	担当公務員、 洞里班長 合同事前配布 (4. 23~4. 24)	担当公務員 洞里班長 合同で当日 現地回収	
忠南	"	"	" (4. 20~4. 25)	"	公州市・公州郡は 4. 22に実施
全北	"	"	" (4. 23~4. 25)	"	
全南	4. 29	郵便調査	" (4. 25~4. 27)	住民郵便回収	木浦市、務安郡は 5. 7に、残りの 3郡は、5. 10 に実施
慶北	4. 25	班常会時に 集中調査	" (4. 22~4. 24)	担当公務員、 洞里班長 合同で当日 現場回収	
慶南	"	郵便調査	市・郡に郵便発送 (4. 15~4. 25)	住民郵便回収	密陽市、密陽郡は 4. 15に実施

⑧住民意見調査表の運搬、保管、開票など

なお、調査済みの住民意見調査表は、各道において次のような要領で、市庁・郡庁に運搬され、次いで開票された。

○京畿

調査日時：1994年5月3日

調査書配布及び回収

- ・調査当日に配布・回収（7：00～18：00）
- ・担当公務員が立ち会い、洞里班長が世帯別に訪問し一括配布後に一括回収
 - 洞里班長による住民意見の歪曲防止の為に担当公務員が中立性保証の側面から立ち会い

運搬：

- ・1次運搬：邑面洞事務所
 - 担当公務員と洞・里班長が随行
 - 調査書回収量を最終確認
- ・2次運搬：市庁・郡庁
 - 担当公務員が随行

開票：5月3日 18：00～

- ・場所：市庁・郡庁
- ・参加者：議会議員、各級社会団体長、洞里長など10名以内

○江原、忠北、忠南、全北、慶北

調査日時：1994年4月25日

調査書配布

- ・事前配布：4月23日～4月24日
- ・洞里班長（地域住民参加可能）世帯別に訪問配布

調査書回収

- ・調査書を封じ、班長会参加世帯別に提出：班別に回収用封筒を配置
- ・班長が数量を確認後に臨席公務員に引き渡し

運搬：邑面洞事務所

- ・臨席公務員が随行（希望する住民の参加可能）

開票：4月25日 22:00～

- ・場所：邑面洞事務所

- －市地域は臨席公務員立ち会いの下、班長会の場所で開票可能

- ・参観者：地域内の元老級人物、警察関係者、市・郡議会議員、統合反対派人物など

○全南、慶南

調査日時：1994年4月29日（慶南は4月25日）

調査方法：郵便調査

調査書配布

- ・事前配布：4月26日（慶南は4月15日）

- ・洞里意見調査管理委員会が公務員と合同で世帯別に訪問配布

- －洞里意見調査管理委員会：教授・教師など5名以内で構成

- ・（慶南は世帯別に4月15日にまで郵便発送）

調査書回収

- ・郵便回収：4月29日 18:00まで（慶南は25日18:00まで）

開票：4月29日 18:00～（慶南は25日18:00～）

- ・場所：市庁・郡庁

- ・参観者：（市・郡意見調査管理委員会）判事、弁護士、教師、市・郡議会議員など
(慶南は警察、市・郡議会議員、住民代表など20～30名)

⑨住民意見調査の結果

このような住民意見調査を行った結果、各道において次のような数値が出た。

- ・回収率（平均回収率：82.6%）

- 最高一市：忠北 忠州市 96.2% 郡：慶北 安東郡 97.8%

- 最低一市：慶南 昌原市 54.5% 郡：慶南 昌原郡 64.2%

- ・賛成率（平均賛成率：78.0%）

- 最高一市：全南 木浦市 98.2% 郡：全南 麗川郡（陸地部）95.6%

- 最低一市：全南 麗水市 7.3% 郡：京畿 陽州郡 9.6%

・市部と郡部の平均賛成率

市部：84.6%

郡部：66.9%

・50%以下の賛成市郡

京畿 陽州郡	9.6%	全南 麗水市	7.3%
京畿 平澤市	44.1%	全南 東光陽市	33.1%
江原 襄陽郡	15.9%	全南 麗川郡（道西部）	7.3%
忠北 忠原郡	34.3%	慶南 威安郡	43.8%
忠南 天安郡	41.1%	慶南 金海郡	47.3%
全北 益山郡	44.3%	慶南 峠川郡	26.7%

この住民意見調査を総合するならば、統合対象地域（48市43郡）の中の33地域において統合に賛成する住民が50%を越える結果を得た。

(コラム 5月5日付「中央日報」)

なお、このような結果に関し、5月5日付「中央日報」は次のように報じた。

このような住民意見調査の結果は、内務部が期待していた予想をはるかに越えるものであった。内務部は住民意見調査を行う前には、勧誘対象地域の中で統合が可能な地域は20地域に満たないと推測し、市・郡統合の結果にも否定的であった。この為に、内務部は市・郡統合に対する住民の反発を和らげる為に、統合がなされる場合にも郡にあった邑・面をそのまま残し、郡民に与えていた税制的な恵沢などの既得権をそのまま維持し、市・郡統合に伴う予算削減額を統合した市の郡地域に集中投資するという住民説得作業を行っていた。また各市・道が住民を対象に、統合の利点を強調するなど住民説得作業を行ったことも大きな役割を果たしたと評価されている。この住民意見調査の道別の特徴を見るならば、統合対象地域が最も多かった慶尚北道が10市・10郡のすべてで賛成し、逆に首都圏の京畿道は、5市・3郡の中で1地域のみが賛成し、他の4地域はすべて統合に反対するという結果が出た。

なお、住民意見調査の結果を受け、統合対象の市・郡議会が統合の是非を議決し、さらに上部団体である道議会が市・郡議会の議決を再度、審議した後に、内務部に建議する作

業がおこなわれたが、一部の市・郡議会では統合に反発する議員により、統合が否決されるという事態も生じた。

(コラム 5月12日付 「中央日報」)

このような住民意見調査と地方議会の対立、さらに道議会の立場などを5月12日付「中央日報」は次のように報じた。

見出し：「市・郡統合、至る所で陣痛」、「住民が賛成しても議会が否決」

「否決され、住民が再調査を要求」

「忠清北道、道議員の議決を経て、6月10日までに道知事が決定」

「江原道、一部の公務員と郡議員などが反対の前に」

内 容：市・郡統合の為の住民意見調査に関連し、忠清北道忠原郡、提川郡議会が住民が賛成した市・郡統合案を否決し、江原道三束郡の住民が再調査を要求するなどの提議が相次いだ。忠原郡議会と提川郡議会は、5月11日に臨時国会を開催し、「忠州市・忠原郡統合賛成案」と「提川市・提川郡統合賛成案」に対する議決を行ったが、忠原郡が賛成5名、反対7名、無効1名、提川郡は賛成4、反対4との結果が出て、同案は否決された。これにより、同両郡の統合の是非は道議会の意見聴取を経て、6月10日までに道知事が最終決定することとなり、今後の糾余曲折が予想されている。4月25日に実施された住民意見調査においては、忠原郡の場合で61.8%が、また提川郡は70.7%が統合に賛成した。一方、太白市との統合が実現できなかった三束郡の住民が「4月25日に実施された住民投票が、公務員と一部の既得層の不法行為によってなされた」とし、再調査を要求した嘆願書を11日に江原道と内務部に提出した。

(3) 関連法の改定と統合市の名称など

5月30日に政府は閣僚会議を開き、市・郡統合に伴う155の関連法案（法律48、大統領令64、付令43）の整備と統合地域に対する政府の財政・税制的な支援策などを協議し、最終的に33市・31郡の統合と支援策を決定した。各紙の報道によれば、同会議においては、統合対象地域に対する支援策も論議され、住民税などの各種税金と負担金は従来の郡地域で認められていた特例を維持することが確認された。また建築許可、都市計画などの各種制限や規制緩和事項も従来どおり実施する一方、農業工業団地、農漁村休

養地など農外所得の拡充事業と農漁村定住圏開発事業などを優先的に支援することとしたと言う。なお統合に伴い発生する余剰公務員 7, 700 余名に対しては、統合市に 2~4 局を新設、人口 50 万以上は区制実施、人口 30 万以上は出張所などの設置、過大な洞は分洞し、希望者は他の地域に転出させ、7 月 1 日より新規任用を抑制するなどの案を作成した。政府は、この為に市・郡統合に関する法律（「京畿南揚州市など 33 の都・農統合形態の意志取り付けなどに関する法律」）を第 176 回臨時国会において 8 月 3 日に制定させ、次いで統合された郡地域に対する各種の恵沢と開発支援の為に、「都・農複合形態の意志取り付けに伴う行政特例に関する法律」を制定した。更に、11 月の第 177 回臨時国会において「全羅南道光陽市など 2 地域の都・農複合形態意志取り付けに関する法律」が制定された。

(コラム 5 月 31 日付「毎日経済新聞」) 市・郡統合支援策を簡潔に要約した
「政府、市・郡統合支援策の要旨」と題する記事を掲載した。

30 日、政府は李栄徳（イ・ヨンドク）国務総理の主催で地方自治制関係長官会議を開き、市・郡統合に伴う関連法令整備と統合地域に対する汎政府レベルの支援問題などを集中協議した。同日の会議において決定された市・郡統合に関する部分は次のとおり。

① 統合に備えた関連法令の整備

- ・「市・郡統合に関する法律案」を 7 月末までに作成、9 月末までに国会の議決を経て公布する。
- ・都・農複合型市に関し、特例法の制定と環境改善費用分担法などに関する個別法令 155（法律 48, 大統領令 64, 付令 43）改定作業も 12 月末までに完了させる。

② 統合される郡地域の住民支援対策

- ・郡地域の住民の不利益を排除し、統合市の農漁村地域に対する特別支援策を「都・農複合型市に関する特別法」基本原則として定める。
- ・個別法令改定時に住民税、免許税など各種の税金と負担金に対する従来の郡地域に認定されていた特例をそのまま維持し、建築許可、都市計画など各種の制限や規制緩和事項も従来どおりに施行するなど特例を認定する。
- ・統合する郡地域には農業工業団地、農漁村休養地など農外所得拡充事業と農漁村定住圏開発事業などで優先的に支援する。

③余剰公務員（7,700余名）の解消対策

- ・1段階には、統合市に2～4局を新設するかまたは補完し、人口50万以上は区制を実施し、人口30万以上の市には出張所を設置する。
- ・2段階には、過大な洞の分洞などを通し、該当する道単位で消化する。
- ・3段階には、希望者を、特別市、直轄市など他の地域に転出させる。また7月1日からは全市道の欠員補充と新規採用を抑制する。

④その他の機関における統合対策

- ・市・郡教育庁の場合、統合対象地域は3地域であり、統合の基本法案は市道教育庁の組織と人員を総合的に検討し、公務員の身分に不利益がないようにする。統合前に、邑・面地域の各種負担の軽減及び恵沢事項を従前と同一に措置する。
- ・地域医療保険組合の場合、統合対象地域は33地域（33市組合+32郡組合）として統合させることにより超過人員は326名程度であり、超過人員は人口増加により事業量が増加したり人員が不足する既存の組合に分散配置する。
- ・農水産関連組織としては、農協1地域、農村指導所17地域が統合対象である。水協、畜協など、その他の農漁村関連機関は統合対象とはならない。

次いで、各市・郡議会及び上部団体である道議会が統合市の名称を議決し、内務部はこれを受け、6月21日と7月1日に統合市の名称を発表した。

なお統合市の名称に関しては、市と郡の名称が同一である16地域はそのまま統合市の名称となったが、市と郡の名称が異なる17地域の場合は、10地域において市の名称がそのまま統合市の名称になり、7地域は郡の名称が統合市の名称となった（表10を参照）。

なお、統合市の名称などに関する住民意見調査を6月22日付「朝鮮日報」は次のように報じた。

（コラム 6月22日付「朝鮮日報」）

内務部と各市・道によると、住民意見調査を通じ、統合に賛成した33市の市・郡議会及び道議会が統合市の名称を票決に付した結果、京畿道渼金市と南陽州郡及び龜尾市・善山郡を除外した31の統合市の名称が事実上、確定した。この中で、渼金市と南陽州郡は京畿道議会が29日の運営委員会を開催し、統合市の名称を決定する予定である。また龜尾市・善山郡は慶尚北道議会が17日に統合市の名称を善山市と議決したが龜尾市議会議員が反発し、決定できなかった。

表10

道名	市	郡	統合市	市	郡	統合市
京畿道	漢金市	南楊州郡	南楊州市			
江原道	春川市	春川郡	春川市	原州市	原州郡	原州市
	江陵市	溟州郡	江陵市	三陟市	三陟郡	三陟市
忠清北道	清州市	清原郡	清州市	堤川市	堤川郡	堤川市
忠清南道	溫陽市	牙山郡	溫陽市	瑞山市	瑞山郡	瑞山市
	大川市	保寧郡	保寧市	公州市	公州郡	公州市
全羅北道	群山市	沃溝郡	群山市	井州市	井邑郡	井邑市
	南原市	南原郡	南原市	金提市	金提郡	金提市
全羅南道	順天市	昇州郡	順天市	羅州市	羅州郡	羅州市
慶尚北道	浦項市	迎日郡	浦項市	慶州市	慶州郡	慶州市
	安東市	安東郡	安東市	榮州市	榮豐郡	榮州市
	金泉市	金陵郡	金泉市	慶山市	慶山郡	慶山市
	尚州市	尚州郡	尚州市	永川市	永川郡	永川市
	店村市	聞慶郡	聞慶市	龜尾市	善山郡	龜尾市
慶尚南道	昌原市	昌原郡(-韶)	昌原市	馬山市	昌原郡(-韶)	馬山市
	晋州市	晋陽郡	晋州市	忠武市	統營郡	統營市
	長承浦市	巨濟郡	巨濟市	密陽市	密陽郡	密陽市

表 1 1 - 1 市長、郡守→市郡議会議決要請書式

○○市（郡）議会意見書	
統合する市・郡	○○市+○○郡
<意見>	
1. 統合の可否 :	
2. 統合市の名称 :	
年　月　日 ○○市（郡）議會議長（印）	

※ 統合の可否欄には賛成または反対の理由を記載
 統合市の名称欄には名称とその理由を記載

表 1 1 - 2 道知事→道議会議決要請書式

○○道議会の意見書	
統合対象	1. ○○市+○○郡、統合市の名称 : ○○市 2. ○○市+○○郡、統合市の名称 : ○○市
<意見>	
1. 統合の可否 :	
2. 統合市の名称 :	
年　月　日 ○○道議會議長（印）	

※ 統合の可否欄には賛成または反対の理由を記載
 統合市の名称欄には名称とその理由を記載

表12-1 市・郡別地方議会 議決現況①

道	市郡名	市郡議会の議決			道議会の議決		
		日時	賛否	統合市名	日時	賛否	統合市名
京畿	漢金市 南楊州郡	5. 19 5. 23	反対(満場一致) 賛成(満場一致)	南楊州市	6. 14	賛成	南楊州市
江原道	春川市	4. 29	賛成(満場一致)	春川市	5. 13	賛成(47: 2)	春川市
	溟州郡	4. 19	賛成(満場一致)	春川市			
	原州市	4. 29	賛成(満場一致)	原州市	"	賛成(47: 2)	原州市
	原州郡	5. 11	賛成(満場一致)	原州市			
	江陵市	5. 2	賛成(満場一致)	江陵市	"	賛成(41:10)	江陵市
	溟州郡	5. 2	賛成(8:1)	江陵市			
	三陟市	5. 6	賛成(満場一致)	三陟市	"	賛成(46: 4)	三陟市
	三陟郡	5. 7	賛成(満場一致)	三陟市			
	忠州市	5. 9	賛成(満場一致)	忠州市	5. 30	賛成(賛否未決なし)	忠州市
	中原郡	5. 11	反対(5:3)				
忠清北道	堤川市	5. 10	賛成(満場一致)	堤川市	"	賛成(賛否未決なし)	堤川市
	堤川郡	5. 11	反対(4:4)				
	溫陽市	5. 10	賛成(満場一致)	溫陽市	6. 9	賛成	牙山市
	牙山郡	5. 10	賛成(5:4)	牙山市			
	公州市	5. 13	賛成(満場一致)	公州市	"	賛成	公州市
	公州郡	5. 14	賛成(満場一致)	公州市			
	瑞山市	5. 11	賛成(満場一致)	瑞山市	"	賛成	瑞山市
	瑞山郡	5. 9	賛成(満場一致)	瑞山市			
	大川市	5. 19	賛成(満場一致)	大川市	"	賛成	保寧市
	保寧郡	5. 23	賛成(満場一致)	保寧市			
全羅北道	群山市	5. 16	賛成(20:1)	群山市	5. 31	賛成(賛否未決なし)	群山市
	沃溝郡	5. 10	賛否不表明				
	井州市	5. 10	賛成(満場一致)	井邑市	"	賛成	井邑市
	井邑郡	5. 23	賛成(8:7)				
	南原市	5. 9	賛成(満場一致)	南原市	"	賛成	南原市
	南原郡	5. 9	賛成(満場一致)	南原市			
	金提市	5. 10	賛成(満場一致)	金提市	"	賛成	金提市
	金提郡	5. 20	賛成(鬱12、1難)	金提市			
	順天市	5. 7	賛成(満場一致)	順天市	6. 11	賛成	順天市
	昇州郡	5. 31	賛成(9:4)	順天市			
全羅南道	羅州市	5. 9	賛成(満場一致)	羅州市	"	賛成	羅州市
	羅州郡						

表12-2 市・郡別地方議会 議決現況②

道	市郡名	市郡議会の議決		統合市名	道議会の議決		
		日時	賛否		日時	賛否	統合市名
慶尚道	浦項市	5.12	賛成(満場一致)	浦項市	6.18	賛成	浦項市
	迎日郡	5.20	反対(12:4)				
	慶州市	4.23	賛成(12:2)	慶州市	〃	賛成	慶州市
	慶州郡	5.17	反対(7:6)				
	安東市	5.12	賛成(満場一致)	安東市	〃	賛成	安東市
	安東郡	5.6	賛成(満場一致)	安東市			
	榮州市	5.9	賛成(満場一致)	榮州市	〃	賛成	榮州市
	榮豊郡	5.9	賛成(満場一致)	榮州市			
	金泉市	5.11	賛成(満場一致)	金泉市	〃	賛成	金泉市
	金陵郡	5.11	賛成(満場一致)	金泉市			
北道	慶山市	5.3	賛成(満場一致)	慶山市	〃	賛成	慶山市
	慶山郡	5.10	賛成(7:2)	慶山市			
	尚州市	5.10	賛成(6:1)	尚州市	〃	賛成	尚州市
	尚州郡	5.9	賛成(満場一致)	尚州市			
	永川市	5.9	賛成(満場一致)	永川市	〃	賛成	永川市
	永川郡	5.9	賛成(満場一致)	永川市			
	店村市	5.9	賛成(満場一致)	聞慶市	〃	賛成	聞慶市
	聞慶郡	4.30	賛成(満場一致)	聞慶市			
	龜尾市	5.12	賛成(16:1)	龜尾市	〃	賛成	龜尾市
	善山郡	5.9	賛成(満場一致)	龜尾市			
慶尚南道	昌原市	5.16	賛成(満場一致)	昌原市	6.9	賛成	昌原市
	昌原郡	5.13	賛成(賛5、無効2)	昌原市			
	馬山市	5.10	賛成(満場一致)	馬山市	〃	賛成	馬山市
	昌原郡	5.13	賛成(賛5、無効2)	馬山市			
	晋州市	5.10	賛成(満場一致)	晋州市	〃	賛成	晋州市
	晋陽郡	5.17	反対(反対11、賛成4)				
	忠武市	5.10	賛成(満場一致)	統營市	〃	賛成	統營市
	統營郡	5.12	賛成(満場一致)	統營市			
	長承浦市	5.10	反対(賛成2、反対5)		〃	賛成	巨濟市
	巨濟郡	5.12	賛成(満場一致)	巨濟市			
密陽市	5.4	賛成(満場一致)	密陽市	〃	賛成	密陽市	
	密陽郡	5.4	賛成(満場一致)	密陽市			

(4) 3直轄市の広域化及び蔚山市の直轄市昇格問題など

順調に進んでいた市・郡統合作業であったが、1994年8月下旬に相次いで各紙が、政府及び民自党関係者の発言を引用し、京畿道の南北分割、慶尚南道の蔚山市の直轄市昇格、釜山・大邱・仁川直轄市の周辺部を編入する第二次の行政区域改編案が作成されていることを報じ、連日のように紙面をかざった。次いで8月31日に、崔炯佑（チエ・ヒョンウ）内務部長官が、記者懇談において、京畿道南北分割問題、慶尚南道の蔚山市の直轄市昇格及び大田・大邱・光州直轄市を周辺の郡と合併させ地域を広域化させる行政区域改定案を明らかにした。

①京畿道南北分割問題

京畿道はソウル特別市を中心に東西南北に広がり、人口約730万、面積10,773km²に達する道である。特にソウル特別市を東西に流れる漢江を中心として、地理的に京畿道は南北に分けられるが、1980年代に南部の郡が市に昇格し、さらに新都市の開発が南部でまず進んだことから、南北において開発の不均衡が目立っていた。しかし、8月30日に政府・与党は京畿道分割を棚上げしたことから、同問題は早々に収束した。各紙は、選挙区及び住民意見調査の不実施などで与党議員及び地域住民が反発したこと、金大統領の年頭所感においても京畿道分割は「不可」との見解がなされたこと、6月の地方選挙まで時間が不足することなどの点が棚上げの理由と報じた。

②蔚山市の直轄市昇格問題

蔚山市は蔚山郡との市・郡統合により人口91万8千人、面積1,051km²に達する。同市の直轄市昇格は、以前より金泳三（キム・ヨンサム）大統領と崔内務部長官（当時）の選挙公約であったものの、与党内でも選挙区の調整問題などをめぐり反対論が噴出した。

その後、約1カ月間におよび、直轄市昇格をのぞむ蔚山市議会や蔚山郡議会、また同市民団体などが、連日のように陳情とデモを行い、ソウルの民自党本部へ籠城するなどの事態も発生した。その後、政府与党と野党との妥協が成立し、政府及び民自党は13日の党務会議において、蔚山市と蔚山郡を1995年3月1日付で統合させ、その後に人口100万を超過すると予想される1997年以降に統合蔚山市を直轄市に昇格させることを決定し、事態は収集された。しかし、蔚山市の直轄市昇格に関する法律制定は見送られた。

③ 3 直轄市の地域広域化問題

また3直轄市の行政区域改編に関しては、政府及び民自党の党務会議などにおいて協議された旨が各紙により報じられたが、具体的な改編案や協議は非公開でなされた。次いで、9月7日に内務部は民自党の党務会議に複数の行政区域改編案を提出したが、8日付「韓国日報」はこのような動きを次のように報じた。

「7日に内務部は民自党の党務会議に複数の行政区域改編案を提出したが、これは内務部が同改編案を推進する過程において、地域住民の利害関係、政界及び地域の反発などを勘案して非公開で行ってきたとの批判に答えたものである。同改編案は、人口移動、産業構造などに従い、住民の便宜に資し、国家競争力を強化し、直轄市周辺の自治団体を統合させることにより、国土の効率的な管理に資するとしている。具体的には、釜山市と仁川市が環太平洋経済圏の中心地として、また大邱市は内陸部の起点都市としては、行政区域が狭いなどの点が考慮された。」

なお、内務部が作成した複数の試案は次の通りである。

表13

		編入対象地域	人口(人)	面積(km ²)
釜山	第1案	2市・1郡の5邑・面・洞	321,000	946
	第2案	2市・2郡の15邑・面・洞	113,000	390
	第3案	1市・1郡の7邑・面・洞	70,000	263
大邱	第1案	2市・8郡全体	653,000	4,546
	第2案	2市・3郡と2邑・面・洞	372,000	2,102
	第3案	4市・郡の10邑・面・洞	116,000	561
	第4案	2郡と1邑・1面	143,000	526
仁川	第1案	3郡全体	205,000	932
	第2案	1市・3郡全体	337,000	163
	第3案	3郡と3面	124,000	721
	第4案	2郡と2面	49,000	290

その後、9月13日の政府及び民自党の党務会議において、3直轄市の市域拡張が最終確定され（表14参照）、釜山市は周辺の梁山市内の2邑・3面と鎮海市内の2洞の一部及び埋立地を編入することとなり、仁川市は江華郡と甕津郡の2郡と金浦郡内の1面を、

また大邱市は達城郡を編入する方針が固まった。また編入に関する住民の意志を尊重する為に、編入対象地域に対し住民意見調査をおこなうことが決定された。また同会議においては、直轄市の広域への名称変更、市・郡統合の第二次実施、人口3万以上の洞の分洞、邑のない統合市において面の邑昇格などが決定された。

その後、編入対象地域に対し、9月下旬から第一次市・郡統合と同様の住民意見調査が行われ、3地域において編入に関し過半数以上の賛成を得た。これを受け、10月の該当する市・郡議会及び道議会において直轄市編入案を議決し、同案を内務部に提議した後に、定期国会において関連法案を処理する作業が順次行われた。

表14 3広域への周辺部の編入

	人口(人)	面積(km ²)		人口(人)	面積(km ²)
釜山広域市	3,878,802	528.88	仁川広域市	2,065,866	338.83
梁山郡(2邑・3面)	59,523	217.83	江華郡	72,172	407.86
鎮海市(2洞一部)	4,528	11.95	甕津郡	19,741	205.29
釜山広域市	3,942,853	749.17	金浦郡(面一部)	17,510	42.34
大邱広域市	2,284,191	455.90	仁川広域市	2,175,289	994.32
達城郡	107,933	430.34			
大邱広域市	2,392,124	886.24			

(5) 第2次市・郡統合の実施

1995年1月1日付で33市・31郡の統合、また3月10日で3広域市（1月1日付で直轄市が広域市と名称変更）の市域拡張が実施されたが、同年3月7日に内務部は、10市9郡を対象に5月末までに第2次市・郡統合を行うことを発表した。これは第1次市・郡統合において、住民が統合に同意したもの、市・郡議会の反発などで統合が見送られた天安市・天安郡、木浦市・務安郡、金海市・金海郡の3地域の統合を再推進し、行政区域が生活圏と合致していない一部の市・郡の行政区域を再調整することとし、順次、第1次市・郡統合と同様の公聴会、住民意見調査などが進められた。

表15 第2次市・郡統合勧誘対象地域

道	市・郡	人口(人)	面積 (km ²)	道	市・郡	人口(人)	面積 (km ²)
京畿	平澤市	96,758	43.03	全南	麗水市	185,656	45.15
	松炭市	103,485	41.22		麗川郡	68,480	344.05
	平澤郡	11,727	354.74		麗川市	74,701	107.05
	統合した場合	211,970	438.99		統合した場合	328,837	496.25
江原	束草市	78,499	104.88	慶南	木浦市	231,041	45.88
	襄陽郡	24,539	623.21		務安郡	77,025	30.01
	統合した場合	103,038	728.09		新安郡	66,590	42.16
忠南	天安市	211,921	83.44		統合した場合	374,656	118.05
	天安郡	104,687	553.05		金海市	161,610	64.03
	統合した場合	316,608	636.49		金海郡	85,899	399.56
全北	裡里市	221,759	83.20		統合した場合	247,509	463.59
	益山郡	101,186	419.96		三千浦市	65,588	58.85
	統合した場合	322,945	503.16		泗川郡	57,005	337.13
					統合した場合	122,593	395.98

住民意見調査の結果、三千浦市と泗川郡でそれぞれ8.6%、6.5%、1%が統合に賛成し、金海市と金海郡はそれぞれ81.2%、58.4%、天安市と天安郡は75.5%、89.2%と統合に賛成するなど、5地域において過半数以上の住民が統合に賛成した。

この結果を受け、3月21日に内務部は5地域の統合を確定し、次いで4月5日に統合に伴う法律改定案が国務会議で議決され、統合市の新名称が事実上、決定した。

表16

市・郡	統合市	市・郡	統合市
平澤市・松炭市・平澤郡	→ 平澤市	裡裡市・益山郡	→ 益山市
天安市・天安郡	→ 天安市	金海市・金海郡	→ 金海市
三千浦市・泗川郡	→ 泗川市		

次いで5月の第174回臨時国会において関連法案が処理され、5月10日付で第2次統合が実現され、これにより、韓国の地方自治団体数は「1特別市、5広域市、9道、67市、94郡、69自治区」となった（なお、1996年7月現在で韓国の地方自治団体数は「1特別市、5広域市、9道、72市、93郡、65自治区」である）。

第4章 市・郡統合の特徴及び評価と今後の課題

統合市の発足から、1年数カ月が経過した現時点で、最終的な報告書が発刊されておらず、また韓国全土にわたる統合市の運営の実態をすべて把握することは困難であろう。

しかし、統合市の現況と特徴を考慮するならば、次のような点があげられよう。

今回の市・郡統合の第一の特徴は、従来の行政区域改編に比較するならば、都市部と農村部の分離から、都市部の市と農村部の郡とを統合させる方向へと転換した点があげられる。特に、統合対象地域の設定基準が歴史的同一性、同一生活圏、市・郡の官庁の存在地など総合的な面から設定されるなど、都市部と農村部の合理的な定住体系の定着に資することを目的とした点である。

第二の特徴は、市・郡統合の是非を全国的なレベルで住民意見調査に付した点があげられるよう。特に今回は、総計283万3,953世帯を対象として住民意見調査が実施され、調査対象世帯の82.6%にあたる234万2,148世帯が参加するなど、住民が統合に関し高い関心を示した。この中で無効票46,524世帯を除外し、調査に答えた世帯の78%が統合に賛成するなど全体的に高い支持を受けたことである。

第三の特徴は、ウルグアイ・ラウンド交渉後における国家競争力の強化という国政目標に従い、特に農村部の国際競争力強化という面で統合が推進された点があげられる。

しかし、マスコミなどにより提起された問題点として、現時点において統合市の課題をみるならば、次のような点があげられている。

第一に行政区域改編が市・郡統合という推進方法により、統一地方選挙の前に短期間で実行することができたが、その反面、基礎自治団体である統合市と郡が適正な規模であったか否かという点である。

現在、統合市の平均人口は219,701人、平均面積772.75とkm²なり、基礎自治団体としては過大ではないかとの指摘もなされている（注4）。

第二に、今回の市・郡統合の目的は、開放化に伴う農村地域の財政力強化及び過去の都・農分離型行政区域改編がもたらした都市部と農村部の格差緩和の為であるが、都市部と農村部が共存し発展していく為の政策が不足してはいなかつたかという点である。韓国の場合、1980年代初の邑の市昇格により、都市部と農村部の経済格差が広がったが、統合市において両地域の発展をいかに図るかという点が今後の問題となろう。今回の統合市の発足においても、統合市内において従来の郡であった農村地域への様々な支援策がとられたが、今後、このような支援策が効果的に運営され、開放化に対応する農村地域の発展に資するものになるかという点である。

第三に、過去における都市部と農村部を分離的に運営してきた都市計画などを修正し、現行制度の範囲内において都市計画法と国土利用管理法などの国土開発関連法を再考、改定することが必要であろうという点である。

第四に、住民意見調査において、農村部である郡の住民が市・郡統合に反対した理由の一つとして、農村地域の環境破壊及び処理施設（ゴミ焼却場、火葬場、汚水処理場など）の立地を憂慮した点があげられている。処理施設の設置などの場合は、統合市の農村地域のみを対象とするのではなく、今後はその調整をどのようにおこなっていくのかという点である。この問題は、統合市発足後に全国数箇所においてゴミ焼却場やゴミ埋立地の建設、また他地域のゴミの搬入をめぐる地域間の紛争が発生し、ソウル近郊の京畿道軍浦市ではゴミ焼却場の建設を市長が白紙化し、さらに近郊からのゴミ搬入を12日間にわたり拒否するなどの事態も発生している。

第五に、市庁舎の移転問題である。全国数箇所で市庁舎の移転が問題となった。特に、長承浦市と巨済郡が統合した慶尚南道巨済市では、巨済郡出身の議員が郡庁への庁舎移転を主張し、集団で議員職の辞表を提出するなどの事態も発生している。

（コラム 1995年1月15日付「東亜日報」）

慶尚南道巨済市では、統合市の庁舎問題をめぐり、巨済郡出身の議員が集団で辞表を提出するなどの事態も発生した。巨済市は長承浦市と巨済郡が統合し、郡名が統合市の名称になった地域であるが、旧長承浦市議会議員は「市と郡を比較した場合、市が上位機関であり、統合市の庁舎は当然、旧長承浦市庁舎に置かねばならない」と主張し、これに対し旧巨済郡議会議員は「新統合市の中心地である旧郡庁を使用しなければならない」と主張し、双方は対立した。

第六に、選挙区、学区、営業区の調整問題があげらける。統合市改編案を論議する過程において、国会議員選挙区及び地方議会の縮小が予想されるに従い、国会及び地方議員の反発があり、また統合後には通学区及びタクシーなどの営業区域問題などが表面化している。

このように様々な問題点があげられているが、1995年6月民選首長誕生後の本格的な地方自治制の開始と共に、都・農統合型という統合市の今後の趨勢に注目が集まっている。また最終的な報告書の刊行が待たれている。

表 17-1 第一次市・郡統合

(1994年12月31日基準)

	統合市	人口(人)	面積 (km²)		統合市	人口(人)	面積 (km²)
京畿道	南楊州市	220,862	465.37	慶尚南道	昌原市	437,724	291.64
江原道	春川市	224,873	1,093.94		馬山市	439,102	298.96
	原州市	226,340	865.20		晋州市	332,120	712.68
	江陵市	222,423	1,121.46		統營市	143,862	233.89
	三陟市	96,698	1,240.12		巨濟市	146,297	398.25
忠清北道	忠州市	208,726	1,083.83		密陽市	134,160	796.36
	提川市	145,278	880.49		蔚山市	918,662	1,051.81
忠清南道	牙山市	153,857	525.12				
	公州市	141,472	940.18				
	瑞山市	140,786	616.01				
	保寧市	127,978	560.80				
全羅北道	群山市	271,315	381.57				
	井邑市	155,920	692.01				
	南原市	112,535	752.80				
	金堤市	135,219	552.99				
全羅南道	順天市	236,247	905.16				
	羅州市	118,670	592.50				
	光陽市	126,789	441.97				
慶尚北道	浦項市	503,676	1,125.36				
	慶州市	278,019	1,319.63				
	安東市	195,820	1,517.77				
	榮州市	141,924	668.92				
	金泉市	154,736	1,005.67				
	慶山市	149,855	410.34				
	尚州市	138,610	1,254.90				
	永川市	125,551	919.19				
	聞慶市	101,874	911.57				
	龜尾市	274,877	617.59				

表 17-2 第二次市・郡統合

	統合市	人口(人)	面積 (km²)
京畿道	平澤市	211,970	438.99
忠清南道	天安市	316,608	636.49
忠清北道	益山市	322,945	503.16
慶尚南道	金海市	247,509	463.59
	泗川市	122,593	395.98

表 17-3 3広域市と周辺郡部の統合

	人口(人)	面積 (km²)
釜山広域市	3,942,853	749.17
大邱広域市	2,392,124	886.24
仁川広域市	2,175,289	994.32

表18-1 第一次市・郡統合地域一覧表①

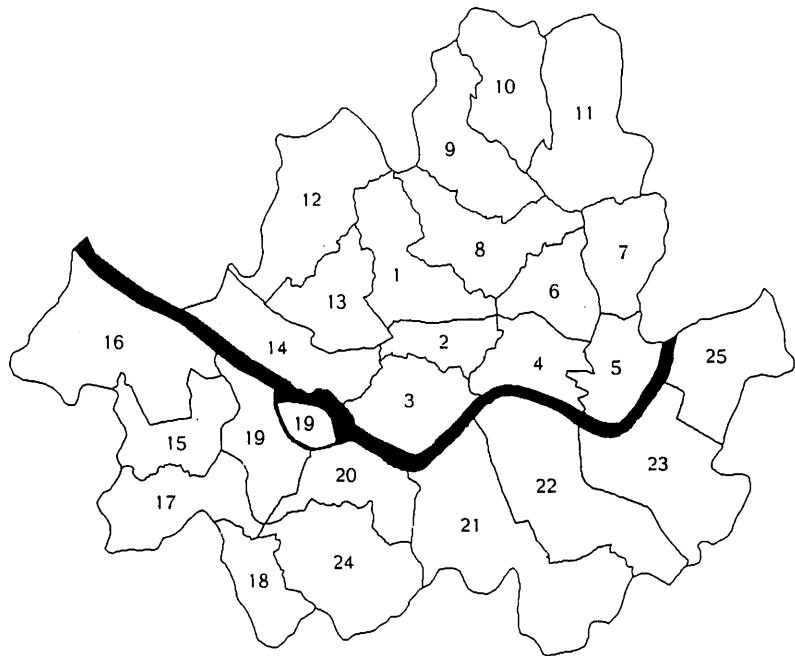
(1994年12月31日基準)

統合する市・郡		人口(人)	面積(km ²)	統合する市・郡		人口(人)	面積(km ²)
京畿道 (1地域)	漢金市	75,091	46.02	忠清南道	瑞山市	56,250	52.98
	南楊州郡	145,771	419.35		瑞山郡	84,536	563.03
	南楊州市	220,862	465.37		瑞山市	140,786	616.01
江原道 (4地域)	春川市	183,192	53.30	全羅北道 (4地域)	大川市	54,997	46.20
	春川郡	41,681	1,040.64		保寧郡	72,981	514.60
	春川市	224,873	1,093.94		保寧市	127,978	560.80
忠清北道 (2地域)	原州市	175,910	84.19	全羅北道 (4地域)	群山市	204,505	86.62
	原州郡	50,430	781.01		沃溝郡	66,810	294.95
	原州市	226,340	865.20		群山市	271,315	381.57
	江陵市	153,624	76.34		井州市	71,926	128.02
	溟州郡	68,799	945.12		井邑郡	83,994	563.99
	江陵市	222,423	1,121.46		井邑市	155,920	692.01
	三陟市	41,697	56.13		南原市	54,848	52.22
	三陟郡	55,001	1,083.99		南原郡	57,687	700.58
	三陟市	96,698	1,240.12		南原市	112,535	752.80
忠清南道 (4地域)	忠州市	140,977	97.75	全羅南道 (3地域)	金提市	46,999	76.37
	中原郡	67,749	986.08		金提郡	88,220	476.62
	忠州市	208,726	1,083.83		金提市	135,219	552.99
	提川市	109,195	94.50		順天市	160,931	88.63
	提川郡	36,083	785.99		昇州郡	75,316	816.53
忠清北道 (2地域)	提川市	145,278	880.49		順天市	236,247	905.16
	溫陽市	65,438	44.57		羅州市	36,169	60.56
	牙山郡	88,419	480.55		羅州郡	82,501	531.94
	牙山市	153,857	525.12		羅州市	118,670	592.50
	公州市	57,928	76.41		東光陽市	56,726	69.93
	公州郡	83,544	863.77		光陽郡	70,063	381.04
忠清北道 (2地域)	公州市	141,472	940.18		光陽市	126,789	441.97

表18-2 第一次市・郡統合対象地域一覧表②

(1994年12月31日基準)

統合する市・郡	人口(人)	面積(km ²)	統合する市・郡	人口(人)	面積(km ²)		
慶尚北道 (10地域)	浦項市	322,163	74.43	慶尚南道 (7地域)	龜尾市	210,203	127.45
	迎日郡	181,513	1,050.93		善山郡	64,674	490.14
	浦項市	503,676	1,125.36		龜尾市	274,877	617.59
	慶州市	145,216	218.84		昌原市	399,393	124.55
	慶州郡	132,803	1,100.79		昌原郡・3面	38,331	167.09
	慶州市	278,019	1,319.63		昌原市	437,724	291.64
	安東市	117,779	83.15		馬山市	384,977	73.43
	安東郡	78,041	1,434.62		昌原郡・5面	54,125	225.53
	安東市	195,820	1,517.77		馬山市	439,102	298.96
	榮州市	84,673	60.46		晋州市	256,425	69.56
	榮豐郡	57,251	608.46		晋陽郡	75,695	643.12
	榮州市	141,924	668.92		晋州市	332,120	712.68
	金泉市	83,338	60.59		忠武市	97,528	21.35
	金陵郡	71,398	945.08		統營郡	46,334	212.54
	金泉市	154,736	1,005.67		統營市	143,862	233.89
	慶山市	69,199	40.46		長承浦市	52,399	30.26
	慶山郡	80,656	369.88		巨濟郡	93,898	367.99
	慶山市	149,855	410.34		巨濟市	146,297	398.25
	尚州市	52,440	109.85		密陽市	49,857	28.85
	尚州郡	86,170	1,145.05		密陽郡	84,303	767.51
	尚州市	138,610	1,254.90		密陽市	134,160	796.36
	永川市	53,695	80.07		蔚山市	754,197	181.63
	永川郡	71,856	839.12		蔚山郡	164,465	870.18
	永川市	125,551	919.19		蔚山市	918,662	1,051.81
	店村市	47,740	45.76				
	聞慶郡	54,134	865.81				
	聞慶市	101,874	911.57				

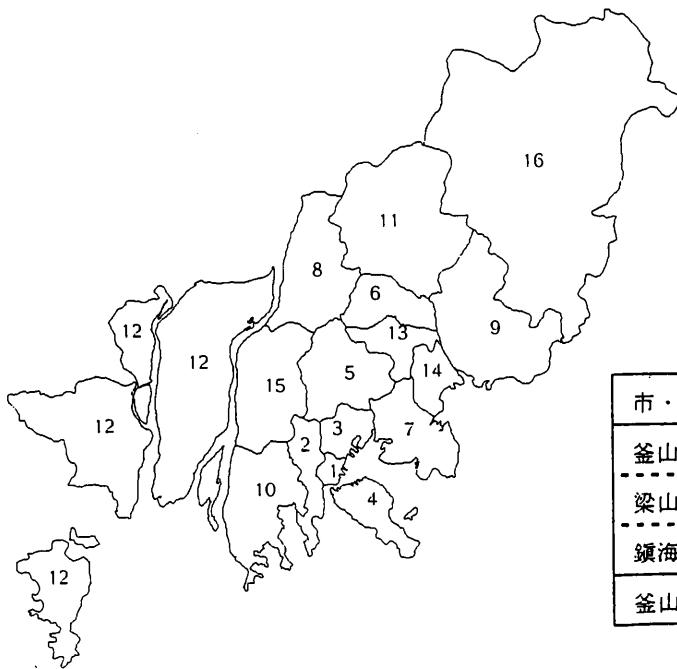


ソウル特別市

- | | | | |
|----------|---------|----------|---------|
| 1. 鍾路区 | 2. 中区 | 3. 龍山区 | 4. 城東区 |
| 5. 広津区 | 6. 東大門区 | 7. 中浪区 | 8. 城北区 |
| 9. 江北区 | 10. 道峰区 | 11. 蘆原区 | 12. 恩平区 |
| 13. 西大門区 | 14. 麻浦区 | 15. 陽川区 | 16. 江西区 |
| 17. 九老区 | 18. 衿川区 | 19. 永登浦区 | 20. 銅雀区 |
| 21. 瑞草区 | 22. 江南区 | 23. 松坡区 | 24. 冠岳区 |
| 25. 江東区 | | | |

釜山広域市

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 中区 | 2. 西区 | 3. 東区 | 4. 影島区 |
| 5. 釜山鎮区 | 6. 東來区 | 7. 南区 | 8. 北区 |
| 9. 海雲台区 | 10. 沙下区 | 11. 金井区 | 12. 江西区 |
| 13. 蓮堤区 | 14. 水營区 | 15. 沙上区 | 16. 機張郡 |



市・郡名	人口(人)	面積(km²)
釜山広域市	3,878,802	528.88
梁山郡(2邑・3面) (16)	59,523	217.83
鎮海市(2邑・3面) (12の一部)	4,528	11.95
釜山広域市(市域拡張後)	3,942,853	749.17



市・郡名	人口(人)	面積(km ²)
大邱広域市	2,284,191	455.90
達城郡 (8)	107,933	430.34
大邱広域市(市域拡張後)	2,392,124	886.24

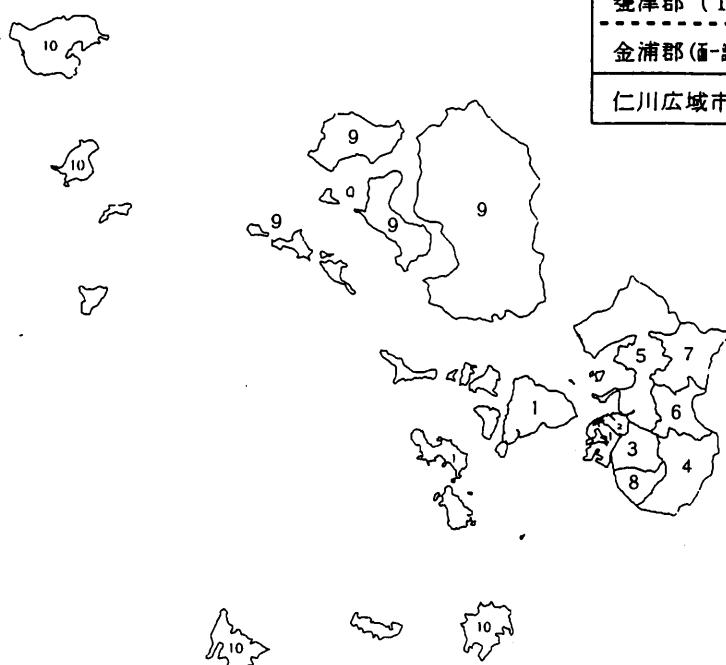
大邱広域市

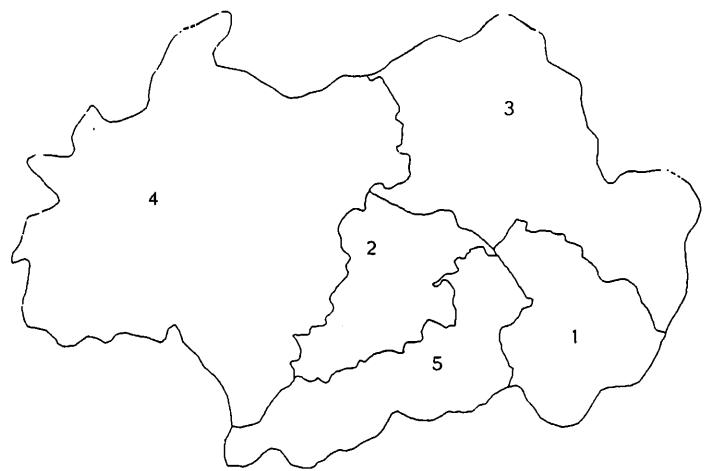
- | | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 1. 中区 | 2. 東区 | 3. 西区 | 4. 南区 |
| 5. 北区 | 6. 寿城区 | 7. 達西区 | 8. 達城区 |

仁川広域市

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 1. 中区 | 2. 東区 | 3. 南区 | 4. 南洞区 |
| 5. 西区 | 6. 富平区 | 7. 桂陽区 | 8. 延寿区 |
| 9. 江華郡 | 10. 麗津郡 | | |

市・郡名	人口(人)	面積(km ²)
仁川広域市	2,065,866	338.83
江華郡 (9)	72,172	407.86
麗津郡 (10)	19,741	205.29
金浦郡(面-郡) (9)	17,510	42.34
仁川広域市(市域拡張後)	2,175,289	994.32



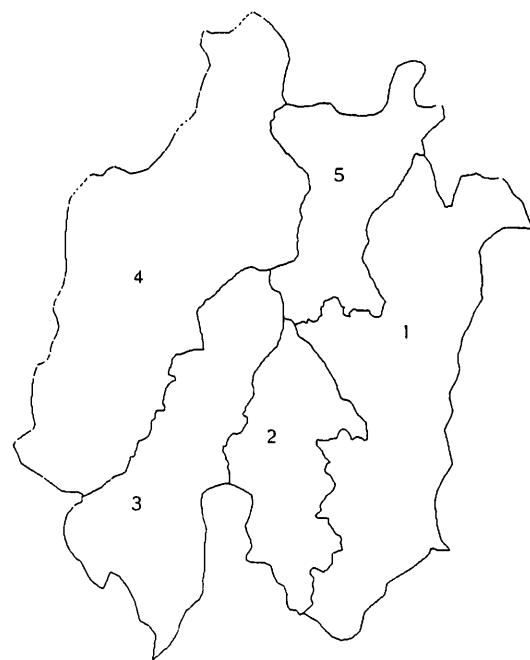


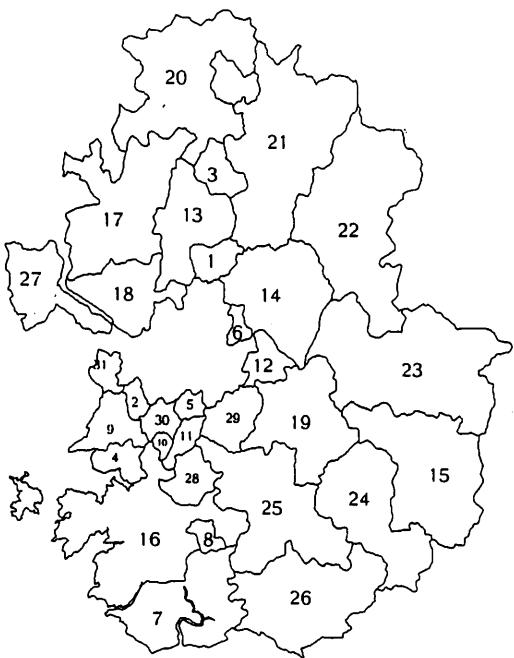
光州広城市

1. 東区 2. 西区 3. 北区 4. 光山区
5. 南区.

大田広城市

1. 東区 2. 中区 3. 西区 4. 儒城区
5. 大徳区





統合市

7. 平澤市 (平澤市・松炭市・平澤郡)
14. 南楊州市 (漢金市・南楊州郡)

京畿道

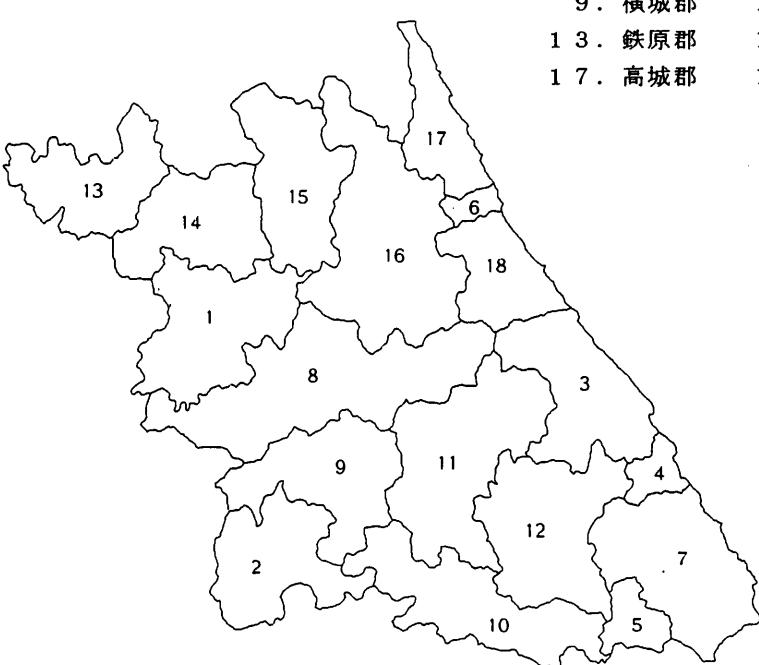
- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 1. 議政府市 | 2. 光明市 | 3. 東豆川市 | 4. 安山市 |
| 5. 果川市 | 6. 九里市 | 7. 平澤市 | 8. 烏山市 |
| 9. 始興市 | 10. 軍浦市 | 11. 儀旺市 | 12. 河南市 |
| 13. 楊州郡 | 14. 南楊州市 | 15. 驪州郡 | 16. 華城郡 |
| 17. 坡州市 | 18. 高陽市 | 19. 広州郡 | 20. 漣川郡 |
| 21. 抱川郡 | 22. 加平郡 | 23. 楊平郡 | 24. 利川市 |
| 25. 龍仁市 | 26. 安城郡 | 27. 金浦郡 | 28. 水原市 |
| 29. 城南市 | 30. 安陽市 | 31. 富川市 | |

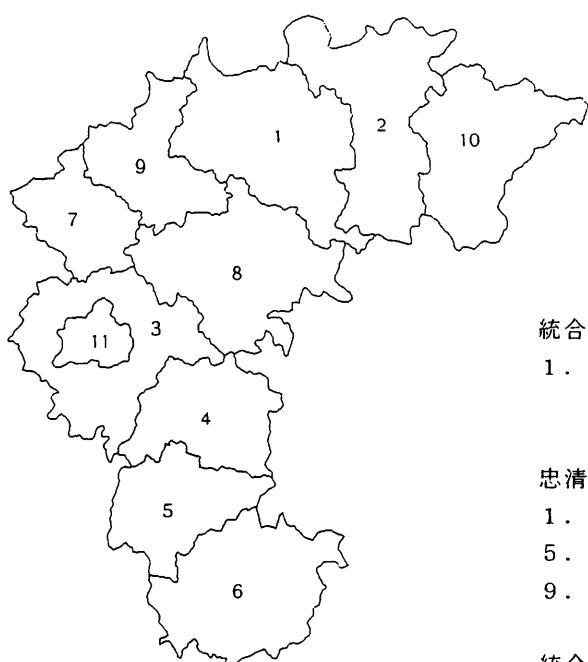
統合市

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 春川市
(溟州郡) | 2. 原州市
(三陟郡) |
| 3. 江陵市
(溟州郡) | 7. 三陟市
(三陟郡) |

江原道

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 春川市 | 2. 原州市 | 3. 江陵市 | 4. 東海市 |
| 5. 太白市 | 6. 束草市 | 7. 三陟市 | 8. 洪川郡 |
| 9. 橫城郡 | 10. 寧越郡 | 11. 平昌郡 | 12. 旌善郡 |
| 13. 鐵原郡 | 14. 華川郡 | 15. 楊口郡 | 16. 麟蹄郡 |
| 17. 高城郡 | 18. 襄陽郡 | | |





統合市

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 忠州市
(中原郡) | 2. 堤川市
(堤川郡) |
|-----------------|-----------------|

忠清北道

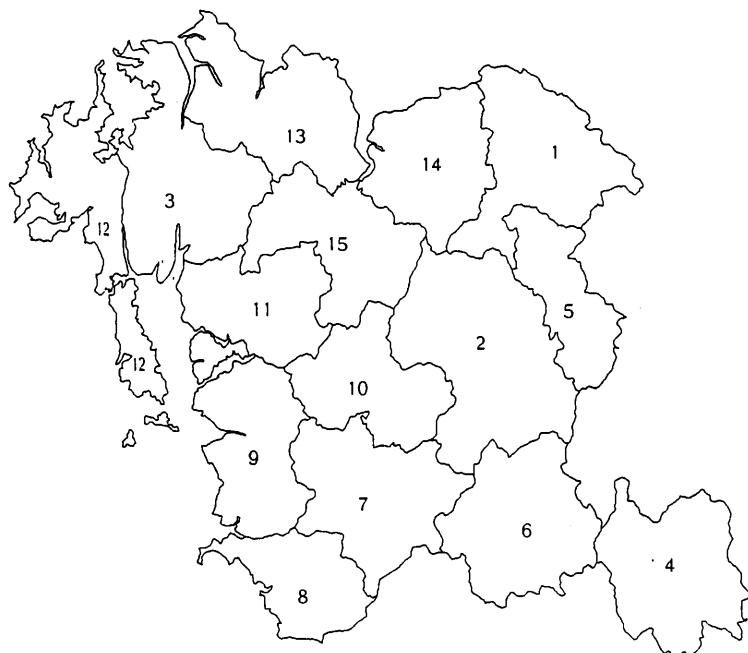
- | | | | |
|--------|---------|---------|--------|
| 1. 忠州市 | 2. 提州市 | 3. 清原郡 | 4. 報恩郡 |
| 5. 沃川郡 | 6. 永同郡 | 7. 鎮川郡 | 8. 槐山郡 |
| 9. 陰城郡 | 10. 丹陽郡 | 11. 清州市 | |

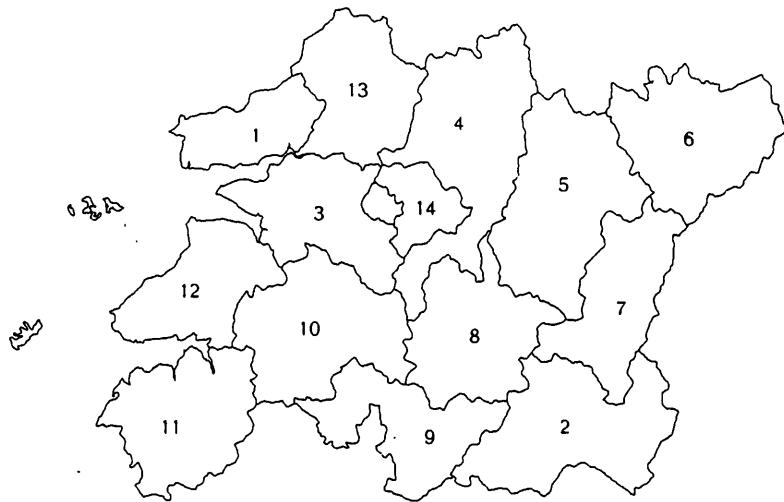
統合市

- | | | |
|---------------------|----------------------|-----------------|
| 1. 天安市
(天安郡) | 2. 公州市
(公州郡) | 3. 瑞山市
(瑞山郡) |
| 9. 保寧市
(大川市·保寧郡) | 14. 牙山市
(溫陽市·牙山郡) | |

忠清南道

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 天安市 | 2. 公州市 | 3. 善山市 | 4. 錦山郡 |
| 5. 燕岐郡 | 6. 論山市 | 7. 扶餘郡 | 8. 舒川郡 |
| 9. 保寧市 | 10. 青陽郡 | 11. 洪城郡 | 12. 泰安郡 |
| 13. 唐津郡 | 14. 牙山市 | 15. 礼山郡 | |





統合市

- | | | |
|----------------------|----------------------|-----------------|
| 1. 群山市
(沃溝郡) | 2. 南原市
(南原郡) | 3. 金提市
(金提郡) |
| 10. 井邑市
(井州市·井邑郡) | 13. 益山市
(裡里市·益山郡) | |

全羅北道

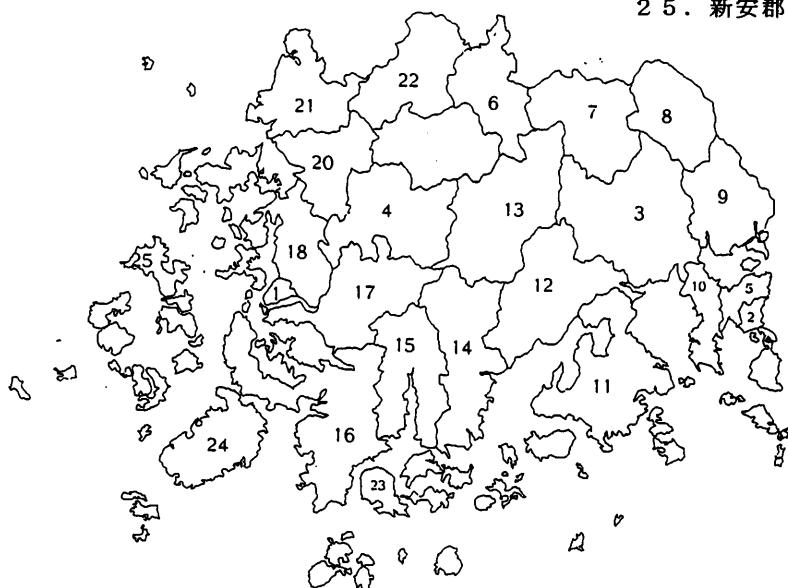
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 群山市 | 2. 南原市 | 3. 金提市 | 4. 完州郡 |
| 5. 鎮安郡 | 6. 茂朱郡 | 7. 長水郡 | 8. 任實郡 |
| 9. 淳昌郡 | 10. 井邑市 | 11. 高敞郡 | 12. 扶安郡 |
| 13. 益山市 | 14. 全州市 | | |

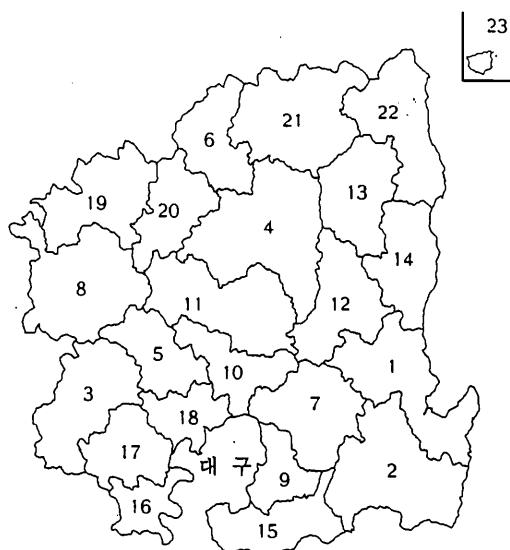
統合市

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------------------|
| 3. 順天市
(昇州郡) | 4. 羅州市
(羅州郡) | 9. 光陽市
(東光陽市·光陽郡) |
|-----------------|-----------------|----------------------|

全羅南道

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 木浦市 | 2. 麗水市 | 3. 順天市 | 4. 羅州市 |
| 5. 麗川市 | 6. 潭陽郡 | 7. 谷城郡 | 8. 求禮郡 |
| 9. 光陽市 | 10. 麗川郡 | 11. 高興郡 | 12. 宝城郡 |
| 13. 和順郡 | 14. 長興郡 | 15. 康津郡 | 16. 海南郡 |
| 17. 靈岩郡 | 18. 務安郡 | 19. 羅州郡 | 20. 咸平郡 |
| 21. 靈光郡 | 22. 長城郡 | 23. 莊島郡 | 24. 珍島郡 |
| 25. 新安郡 | | | |





統合市

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 浦項市
(迎日郡) | 2. 慶州市
(慶州郡) | 3. 金泉市
(金陵郡) |
| 4. 安東市
(安東郡) | 5. 龜尾市
(善山郡) | 6. 茅州市
(茅豐郡) |
| 7. 永川市
(永川郡) | 8. 尚州市
(尚州郡) | 9. 慶山市
(慶山郡) |

19. 聞慶市

(店村市·聞慶郡)

慶尚北道

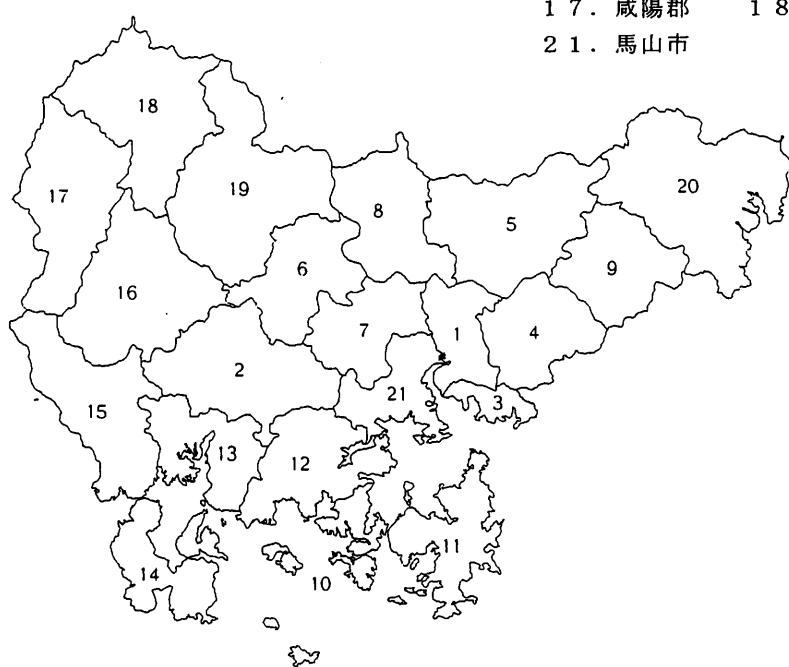
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 浦項市 | 2. 慶州市 | 3. 金泉市 | 4. 安東市 |
| 5. 龜尾市 | 6. 茅州市 | 7. 永川市 | 8. 尚州市 |
| 9. 慶山市 | 10. 軍威郡 | 11. 義城郡 | 12. 青松郡 |
| 13. 英陽郡 | 14. 盈德郡 | 15. 清道郡 | 16. 高靈郡 |
| 17. 星州郡 | 18. 漆谷郡 | 19. 聞慶郡 | 20. 體泉郡 |
| 21. 奉化郡 | 22. 蔚珍郡 | 23. 蔚陵郡 | |

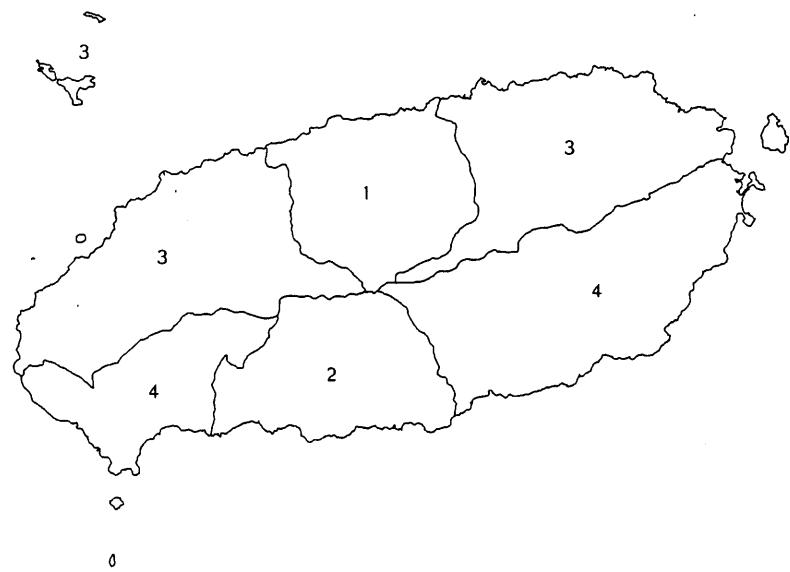
統合市

- | | | |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 1. 昌原市
(昌原郡3面) | 2. 晋州市
(晋阳郡) | 4. 金海市
(金海郡) |
| 5. 密陽市
(密阳郡) | 10. 統營市
(忠武市·統營郡) | 11. 巨濟市
(長承浦市·巨濟郡) |
| 13. 泗川市
(三千浦市·泗川郡) | 20. 蔚山市
(蔚山郡) | 21. 馬山市
(昌原郡5面) |

慶尚南道

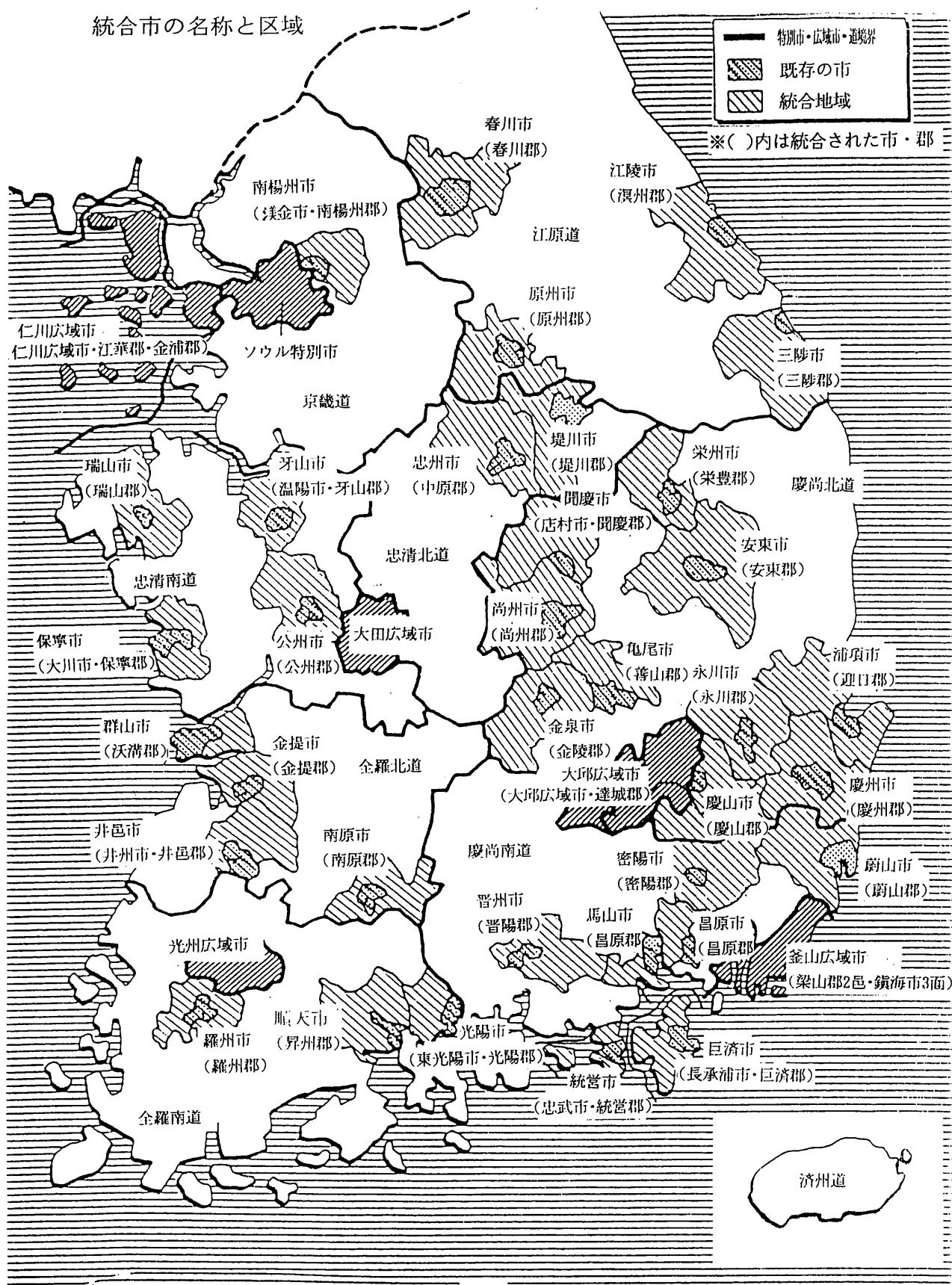
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 昌原市 | 2. 晋州市 | 3. 鎮海市 | 4. 金海市 |
| 5. 密陽市 | 6. 宣寧郡 | 7. 咸安郡 | 8. 昌寧郡 |
| 9. 梁山市 | 10. 統營市 | 11. 巨濟郡 | 12. 固城郡 |
| 13. 泗川市 | 14. 南海郡 | 15. 河東郡 | 16. 山清郡 |
| 17. 咸陽郡 | 18. 居昌郡 | 19. 峠川郡 | 20. 蔚山市 |
| 21. 馬山市 | | | |





濟州道

1. 濟州市 2. 西歸浦市 3. 北濟州郡 4. 南濟州郡



注 釈 一 覧

注1. 以下の論文、書籍を参考にした。

「市・郡統合推進中間報告書」	内務部	1994.	6 (韓国語)
「都・農統合型行政区域改編方向」	權善宅	『都市問題』 1994.	6 (韓国語)
「都・農統合市の行政体系」	李圭煥	『自治行政』 1994.	9 (韓国語)
「都・農統合市の定住環境管理対策」	曹珍相	『自治行政』 1994.	9 (韓国語)
『韓国地方行政の再認識』	崔昌浩	三英社 1985.	9 (韓国語)

注2. 以下の論文、書籍を参考にした。

「都・農統合型区域改編と階層構造」	李圭煥	『自治行政』 1994.	4 (韓国語)
「市・郡統合推進中間報告書」	内務部	1994.	6 (韓国語)
「都・農統合市の行政体系」	李圭煥	『自治行政』 1994.	9 (韓国語)

注3. 以下の論文、書籍を参考にした。

「都・農統合市の行政体系」	李圭煥	『自治行政』 1994.	9 (韓国語)
---------------	-----	--------------	---------

注4. 以下の論文、書籍を参考にした。

「統合市の特徴と運営」	金炳國	『地方行政』 1995.	3 (韓国語)
「都市の分割と統合」	編集者編	『地方行政』 1995.	3 (韓国語)
「統合市の住民和合方案」	金住炫	『地方行政』 1995.	3 (韓国語)
「統合市議会の課題と役割」	李成福	『地方行政』 1995.	3 (韓国語)
「再び見る都・農統合」	金・ビヨンチュン	『地方自治』 1995. 10	(韓国語)
『地方自治総覧』	現代社会研究所	1995. 10	(韓国語)

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（2）（地方自治体）	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（1）（州政府）	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の 1996 年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 139 号	1996 年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 -6 州の企業誘致政策を中心に-	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい